

# 山口県 中山間地域づくり ビジョン

安心・安全で心豊かに暮らせる中山間地域の実現

～中山間地の「暮らし」満足度の向上を目指して～

計画期間 平成25年度～28年度



平成25年7月

山 口 県

## はじめに



私たちのふるさと山口県の面積の約7割を占める中山間地域は、新鮮で安心できる食料の生産をはじめ、県土の保全や水源のかん養、県民のふれあいの場の提供など、多面的で公益的な機能を担うとともに、美しい景観や伝統的な文化などが今日まで受け継がれているかけがえのない地域です。

この中山間地域の振興を図るため、県では、平成18年3月に「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定し、「山・里・海の豊かさを『くらし』に活かす地域づくり」に取り組んでまいりました。

この間、地域の将来計画である「夢プラン」の作成や、農山漁村交流体験人口の拡大など一定の成果は得られたものの、中山間地域は、人口減少・高齢化に歯止めがかからず、産業活動の低迷や担い手不足が深刻化しており、地域によっては集落機能の維持や買い物等に支障を来すなど、依然として大変厳しい状況にあります。

その一方、市町村合併により周辺部となった中山間地域の抱える課題が顕在化する中、広域になった市町においては、新しいまちづくりや、コミュニティづくりなどの取組が進みつつあるなど、中山間地域を取り巻く状況に新たな変化が生じています。

こうした状況変化に的確に対応するため、県議会からの御提言や地域の方々からの御意見、さらにはこれまでの取組成果等を踏まえ、このたび、現行のビジョンを改定し、平成25年度から28年度までの4年間を計画期間とする新たな「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、「安心・安全で心豊かに暮らせる中山間地域の実現」を基本目標に、3つの施策の柱と、特に緊急かつ重要な課題に対応するための8つの重点プロジェクトを掲げ、市町や地域と連携・協働しながら、総合的・戦略的に取組を進めることとしています。

私は、今後、このビジョンに基づき、5つの全力の一つである「県民くらし満足度向上」に向け、中山間地域の皆様が安心・安全で心豊かに暮らし、これからも住み続けたいと実感できる中山間地域づくりに全力で取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成25年7月

山口県知事 山本繁太郎

## 第1章 ビジョンの改定の背景と趣旨

1 中山間地域の重要性	1
2 ビジョン改定の趣旨	1
3 中山間地域を取り巻く情勢変化	2
4 ビジョンの性格	3
5 ビジョンの計画期間	3
6 ビジョンの対象地域	4

## 第2章 中山間地域の現状と課題

1 これまでの中山間地域対策	6
(1) 主要施策の取組状況	6
(2) 小規模・高齢化集落の増加への対応	7
(3) 数値目標の達成状況	9
2 中山間地域の現状	10
(1) 人口の動向	10
(2) 集落の状況	12
(3) 生活環境の状況	14
(4) 産業活動の状況	16
(5) 地域農業の状況	18
(6) 交流活動の状況	19
3 中山間地域に関する県民の意識	20
(1) 県民意識調査の実施	20
(2) 地域住民の生活実感	20
(3) 住民の地域づくり等への意向	21
4 中山間地域づくりを進める上での主要な課題	22
(1) 集落を維持するための仕組みづくりの推進	22
(2) 安心・安全に住み続けられる地域社会の構築	22
(3) 生活を支える産業の振興	23

## 第3章 基本目標と施策の柱

1 ビジョン改定の視点	24
2 中山間地域づくりの基本的な考え方	24
3 基本目標	24
4 施策の柱	25
5 施策の進め方	26

## 第4章 施策の体系的な推進

1 持続可能な地域社会の形成	28
(1) 住民主体の地域づくりの促進	29
(2) 地域づくり活動団体や人材の育成	30
(3) UJI ターンによる定住の促進	31
(4) 県民の理解と交流の促進	32
(5) 豊かな地域資源の保全と継承	33
2 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備	36
(1) 暮らしの安心の確保	37
(2) 暮らしの安全の確保	40
(3) 子育て・教育環境の整備	41
(4) いきいきと暮らせる環境づくり	43
3 暮らしを支える多様な産業の振興	45
(1) 観光・交流産業の振興	46
(2) 農林水産業の振興	47
(3) 商工業の振興	50
(4) 地域産業連携による新産業の創出	50

## 第5章 重点的な施策の推進

1 住民主体の地域づくり促進プロジェクト	53
2 やまぐちUJI ターン促進プロジェクト	54
3 中山間地域の暮らしサポート促進プロジェクト	55
4 災害に強い地域づくり推進プロジェクト	56
5 地域医療体制充実プロジェクト	57
6 やまぐちスロー・ツーリズム推進プロジェクト	58
7 地域農林水産業の担い手確保プロジェクト	59
8 地域資源を活かす産業振興プロジェクト	60

## 第6章 役割分担と推進体制

1 県、市町、住民等の連携、協働	61
2 県における推進体制	62

## 参考資料

【県民意識調査の概要】	64
【山口県中山間地域振興条例】	72

## 第1章 ビジョン改定の背景と趣旨

### 1 中山間地域の重要性

本州の最西端に位置し、西中国山地に連なる山口県は、三方が海に開け、海、山、川などの豊かで美しい自然に恵まれています。その地勢上、山林や傾斜地が多く、平坦な耕地等が少ない、いわゆる「中山間地域」が県土の多くを占めています。

この中山間地域は、農林水産物の「生産の場」であるとともに、地域住民の「生活の場」でもあり、人々が中山間地域で生活を営み、地域を保全し、生産活動を継続することにより、新鮮で安心できる「食料の供給」をはじめ、森林や水田の保水機能による「県土の保全」や「水源のかん養」、さらには森林による大気の浄化や地球温暖化防止等の「環境の保全」、また「良好な景観の形成」や「県民のふれあいの場の提供」など、多面的で重要な機能を担っています。

近年、社会・経済情勢が変化する中で、これまでの生活スタイルを見直し、中山間地域が持つ豊かな自然や歴史、伝統的な文化の良さを認め、中山間地域での心豊かで質の高い暮らしを志向する人も増えており、このような人々に対して、新しい生活の場を提供することもできます。

さらに、世界的な人口増加や気象変動による食料不足への対応、農山漁村の地域資源を活用した再生可能エネルギーの確保などの将来的な課題に対して、中山間地域は大きな役割を担うことが期待されています。

### 2 ビジョン改定の趣旨

中山間地域は、前述したように、多面的で公益的な機能や多くの魅力を有しています。

しかしながら、近年の社会・経済情勢の変化の中で、本県の中山間地域では、人口減少・高齢化が進行し、産業活動の低迷や深刻な担い手不足、耕作放棄地の増大、さらには地域のコミュニティ機能の低下などが懸念されています。

こうした状況に対応していくため、本県では、平成18年に「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定し、「山・里・海の豊かさを『くらし』に活かす地域づくり」を目標に、「新たな地域コミュニティ組織づくり」や「地域農林水産業の担い手確保」など12の重点プロジェクトを掲げ、総合的・体系的な施策の推進に取り組んできました。

こうした取組の結果、地域の将来計画である「夢プラン」の作成や農山漁村交流体験人口の拡大をはじめ、生活基盤の整備や中山間地域の多面的機能の保全に向けた取組が進展するなど、一定の成果を上げてきました。

その一方で、中山間地域では、人口減少・高齢化に歯止めがかからず、地域の担い手不足が深刻化しており、現状のままでは集落活動を継続することが困難となる地域も想定されるなど、大変、厳しい状況に置かれています。

こうした現状を踏まえ、施策の見直しや重点化を図り、県民や市町、関係機関・団体等との連携、協働の下、今後の中山間地域対策を総合的、戦略的に進めるため、ビジョンを改定することとしました。

### 3 中山間地域を取り巻く情勢変化

#### (1) 人口減少・高齢化の一層の進行

我が国全体の人口が自然減となり、少子・高齢化が一層進む中、本県では全国平均を大きく上回る水準で高齢化が進行しており、特に、中山間地域では、その傾向が顕著となっています。

また、平成27年（2015年）には、いわゆる「団塊の世代」が全員65歳以上の高齢者となるなど、都市地域においても、急激な高齢化の波が押し寄せています。

#### (2) 独居高齢者の増加

中山間地域では一人暮らしの高齢者が増加しており、買い物や通院など、高齢者の日常生活を支える生活環境の整備・充実が求められています。また、地域の「絆」を活かした見守り・支え合いの体制づくりも必要です。

#### (3) 全国的な大規模災害の発生

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年、地震や集中豪雨等により、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、本県においても、こうした大規模災害の発生に備え、地域の防災対策を強化するとともに、要援護者等の支援体制の整備を進めることが必要です。

#### (4) 市町村合併の進展

「平成の合併」により、本県では56市町村が19市町に再編され、市町村合併が大きく進みました。これにより、自治体規模の拡大による行財政基盤の強化や組織等の効率化・機能強化が図られるとともに、広域的なまちづくりが進められていますが、一方では、合併により周辺部となった中山間地域の抱える課題が顕在化してきています。

#### (5) 都市と農山漁村との交流の拡大

道の駅や直売施設等の増加、都市と農山漁村との多様な交流活動の展開などにより、農山漁村交流体験人口が拡大しており、取組の全県波及により交流産業へ発展することが期待されています。

#### (6) UJITアーンの増加

農村で第二の人生を暮らす「定年帰農」や地方での暮らしを志向する若い世代の増加、第1次産業への関心の高まりなどを背景に、UJITアーン相談窓口における相談件数は増加しており、UJITアーン数も着実に増加しています。

#### (7) 「定住自立圏構想」の推進

総務省では、地方圏から大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出する「定住自立圏構想」を推進しています。この構想は、中心市と周辺市町村が定住の受け皿となる圏域を形成し、必要な生活機能等を整備することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としており、取組

の推進による「定住」に必要な諸機能の確保や、「自立」のための経済基盤の強化につながっていくことが期待されています。

(8) 農山漁村における6次産業化の推進

農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者や子どもたちも集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業者等による生産・加工・販売の一体化や、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスなどの資源を有効活用した、地域ビジネスの展開や新産業の創出を促進するなど、農山漁村における6次産業化を推進しています。

(9) 外部人材の活用の推進

人口減少・高齢化の進行により、地域活動を支える人材の確保が課題となる中、国では、様々な地域活動や農林水産業などに従事する「地域おこし協力隊」や、集落を巡回・点検し、集落の維持・活性化策をサポートする「集落支援員」などの外部人材の活用を推進しており、本県でも市町による導入が進んでいます。

(10) 過疎対策の推進

平成22年4月に施行された改正過疎地域自立促進特別措置法では、過疎地域が有する公益的な機能を評価した上で、様々な課題に直面している現状を踏まえ、法の失効期限を延長するとともに、過疎対策事業債の対象事業として、いわゆるソフト事業への拡充や対象施設の追加などが図られ、市町による有効活用が期待されています。

中山間地域づくりの推進に当たっては、こうした社会情勢等の変化を的確に受けとめ、地域の活性化に向けて、これまで以上に県・市町・民間・地域の力を結集し、地域の総合力を高め、活力ある地域社会を創っていかねばなりません。

## 4 ビジョンの性格

このビジョンは、「山口県中山間地域振興条例（平成18年7月制定）」（以下「条例」という。）に基づき、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

また、市町や地域住民の皆さんに対して、中山間地域対策についての基本的な考え方や方向性を明らかにすることにより、県と連携した積極的な取組を行っていただくよう、期待するものです。

さらに、県民や県外にお住まいの方々にも、中山間地域に対する理解と、地域づくりへの積極的な参加を求めるものです。

## 5 ビジョンの計画期間

このビジョンにおける計画期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。

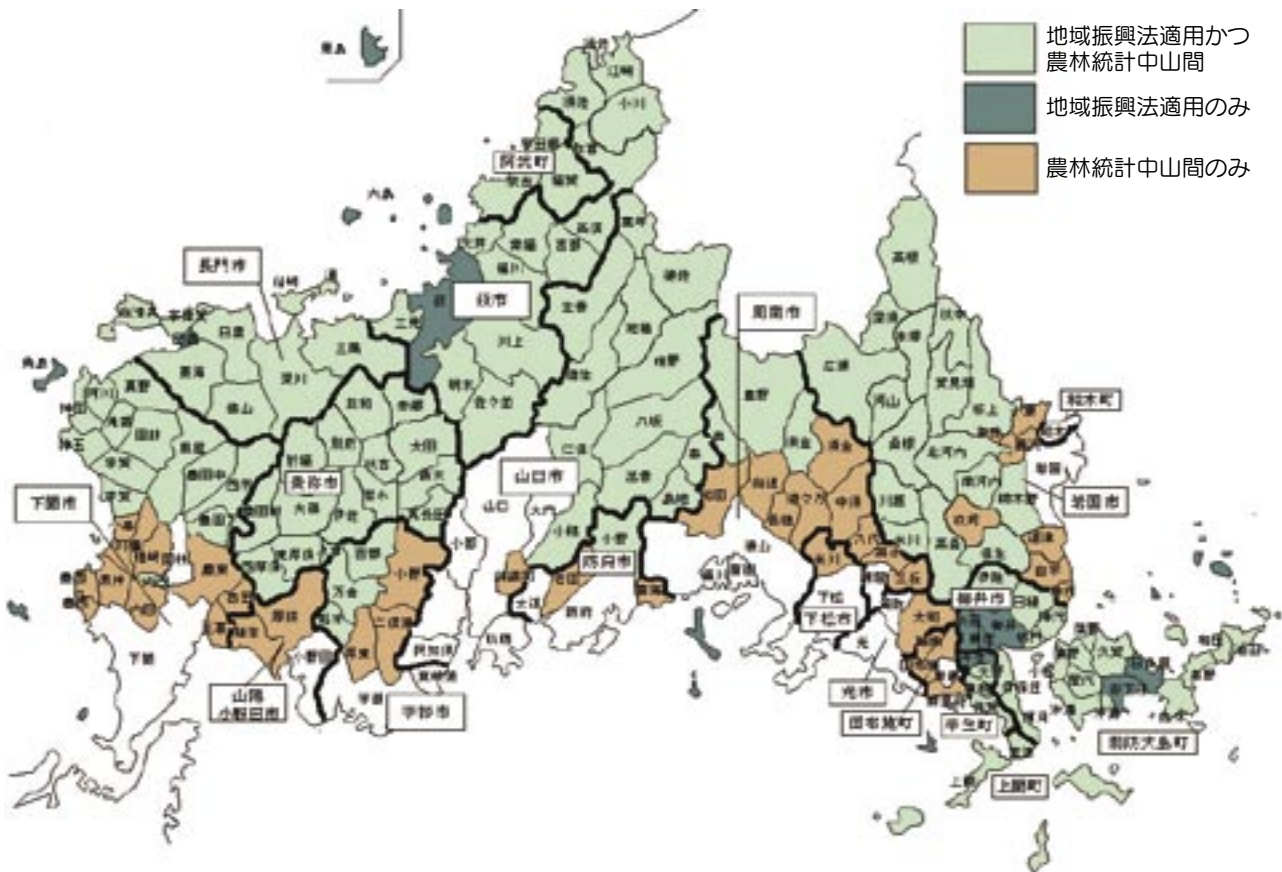
## 6 ビジョンの対象地域

ビジョンの対象となる地域は、条例に定める次の地域です。

### 1 地域振興5法の適用地域

- ① 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき公示された過疎地域及び過疎地域とみなされる区域
- ② 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき公示された特定農山村地域
- ③ 「山村振興法」に基づき公示された振興山村地域
- ④ 「半島振興法」に基づき公示された半島振興対策実施地域
- ⑤ 「離島振興法」に基づき公示された離島振興対策実施地域

### 2 農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域 (昭和25年2月1日時点の旧市町村区分)



【中山間地域を有する市町】

全 域	8市町	萩市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町
一 部	10市町	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市、田布施町



[表1-1 中山間地域の人口、面積]

区分	中山間地域	県全体	割合
人口(人)	366,445	1,451,338	25.2%
総土地面積(km <sup>2</sup> )	4,219.90	6,114.13	69.0%
耕地面積(km <sup>2</sup> )	343.28	515.21	66.6%
森林面積(km <sup>2</sup> )	3,250.59	4,377.55	74.3%

資料) 国勢調査(平成22年)

全国都道府県市区町村別面積調(国土交通省国土地理院:平成24年)

耕地及び作付面積統計(中国四国農政局:平成17年)、一部市町調べ

森林・林業統計要覧(山口県農林水産部:平成23年)

### 【ビジョンにおける中山間地域の数値】

現在の指定地域を基に、原則として、以下の市町村で整理しています。

旧由宇町、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町、旧柳井市、旧久賀町、旧大島町、旧東和町、旧橘町、旧大畠町、上関町、旧大和町、平生町、田布施町、旧熊毛町、旧鹿野町、旧徳地町、旧阿東町、旧美祢市、旧楠町、旧山陽町、旧美東町、旧秋芳町、旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町、旧長門市、旧三隅町、旧日置町、旧油谷町、旧萩市、旧川上村、阿武町、旧田万川町、旧むつみ村、旧須佐町、旧旭村、旧福栄村(合併前の42市町村)

### 中山間地域の持つ多面的機能の評価額

「1 中山間地域の重要性」に記載している中山間地域の多面的機能について、客観的に評価し、経済価値に換算することは困難ですが、国が行った計算方法に準じて本県の中山間地域の持つ多面的機能を金額的に試算すると、表1-2のようになります。

[表1-2 中山間地域の持つ多面的機能の評価額]

区分	評価額	主な機能
森林・山村	8,451億円	水源かん養・土砂崩壊防止等
農業・農村	643億円	洪水防止、保健休養やすらぎ等
水産業・漁村	2,648億円	環境保全機能・物質補完機能等

注1) いずれも国が評価した計算方法に準じて、平成18年2月に試算したもの

注2) 評価額の合計は1兆1,742億円となるが、区分ごとの評価額には一部重複がある。

## 第2章 中山間地域の現状と課題

### 1 これまでの中山間地域対策

本県では、平成18年に制定された条例に基づき、「山口県中山間地域づくりビジョン」に沿って、12の重点プロジェクトの実践・進行管理等、部局横断的な取組を進め、総合的・体系的な対策に取り組んできました。

また、小規模・高齢化集落の増加への対応として、「地域の夢プラン」づくり等の取組を進めてきました。

#### (1) 主要施策の取組状況

##### 【12の重点プロジェクトの取組成果と課題】

取組の概要	成果と課題
<b>1 新たな地域コミュニティ組織づくりプロジェクト</b> ○集落機能の低下等を広域的に支え合う、新たな地域コミュニティ組織づくりの推進 ・研修会、専門家派遣、大学生等による支援 等	・地域の夢プランの作成（51地域） ・農山漁村と都市住民等との交流事業の展開 ・女性・高齢者等による地域活動の展開 【課題：地域活動を支える人材等の不足】
<b>2 身近な生活交通システム構築プロジェクト</b> ○交通弱者に配慮した生活交通システムの整備の促進 ・地域交通計画策定支援、先進事例の情報提供 等	・地域交通活性化計画の策定（14市町） ・市町による多目的バス等の導入 ・重点プロジェクト推進事業による車両等の整備 【課題：交通不便地域の解消に向けた取組の促進】
<b>3 地域情報ネットワーク構築プロジェクト</b> ○YSNを活用した、生活環境の向上や緊急時のための情報通信基盤の整備 ・YSNの提供、CATVの整備支援、指導・助言 等	・CATV網整備の進展 ・YSNを活用した情報通信基盤の整備 ・ブロードバンド世帯力カバー率100%達成 【課題：携帯電話の不感地域の解消】
<b>4 へき地医療対策推進プロジェクト</b> ○開業医の高齢化、都市部への医師集中等によるへき地の医師不足への対応 ・へき地診療所等への医師派遣、ドクターヘリの導入 等	・へき地医療を担う医師の確保・養成対策の進展 ・代診医の派遣、巡回診療の実施 ・へき地保健医療計画の策定 【課題：ライフラインである医療提供体制の維持・確保】
<b>5 やまぐちスロー・ツーリズム推進プロジェクト</b> ○グリーン、ブルー、エコの各ツーリズムの総合的な連携・推進 ・受入体制づくりの支援、一元的な情報発信 等	・受入協議会の設立（5市町7地域） ・体験型教育旅行等の進展（H24：30校4,591人） ・農山漁村交流体験人口の拡大（H24：358万人） 【課題：交流産業創出に向けた、県域への波及】
<b>6 地域農林水産業の担い手確保プロジェクト</b> ○農林水産業の担い手の確保・育成と地域内連携による6次産業化の推進 ・持続可能な経営体の育成支援、新規就業研修 等	・新規農林漁業就業者数（H18～24） 農業：606人、林業：358人、漁業：194人 ・農業参入企業数（H24末：78社） 【課題：就業人口の大幅な減少と高齢化への対応】
<b>7 新たな森林資源利活用プロジェクト</b> ○森林資源を活かした新たな産業育成の推進 ・森林バイオマスエネルギーの利活用の促進 ・竹林資源の利活用に向けた研修、施設整備 等	・事業者等の森林バイオマスエネルギーを活用した取組の進展 ・公共施設等への木質ペレット・ボイラーの導入 ・竹資源を活用した取組の進展 【課題：低コスト収集・運搬体制の構築、需要の確保】

取組の概要	成果と課題
<b>8 新事業展開支援プロジェクト</b> ○農林水産物等の地域資源を活かした創業や新事業展開の促進 ・コーディネーターによる商品開発から販路拡大の支援 等	・商談会・展示会等への出展による商談の成立 ・地域資源を活用した創業・事業展開 (H24: 181件) <b>【課題：関係機関が連携した一貫した支援体制の構築による、創業・新事業展開の促進】</b>
<b>9 いきいきシニア活力発揮プロジェクト</b> ○中山間地域におけるシニアの社会参加等の促進 ・生涯現役社会づくり学会の提言を踏まえた実践的な取組の支援、全県的な運動の展開 等	・高齢者の社会参加率目標 (70%) の達成 ・長寿社会推進員による社会貢献活動の実践 ・シルバー人材センターによる就業機会の創出 <b>【課題：ニーズに対応する地域貢献活動の展開】</b>
<b>10 未来に引き継ぐ美しいむらづくり支援プロジェクト</b> ○多面的な機能を維持するための農地等の保全・管理や、景観の維持、文化の継承 ・普及啓発、研修会開催、棚田保全活動の支援 等	・中山間地域等直接支払制度交付面積 (H24: 11, 175ha) ・農地・水・環境保全向上対策面積 (H24: 18, 224ha) ・棚田オーナー制度による保全管理の定着 <b>【課題：農地等の保全管理を担う人材の確保育成】</b>
<b>11 団塊の世代のUJターン促進プロジェクト</b> ○団塊の世代を中心にした、ふるさと山口への定住の促進 ・窓口相談対応、ガイドブック作成、情報発信 等	・市町における相談窓口の設置 (全市町) ・空き家バンク制度の導入 (17市町) ・UJターン相談登録者数 (H24: 2, 083人) <b>【課題：幅広い世代を対象としたUJターンの促進】</b>
<b>12 まちからの提案を活かす地域活性化プロジェクト</b> ○中山間地域の活性化等に関する、都市的地域の団体・企業等からの提案の活用 ・協働活動バンクの整備、マッチング、提案募集	・協働活動の展開 (9 地域) ・旅行会社等の提案による体験型教育旅行の受入 ・大学生等の提案による地域活性化への取組 <b>【課題：地域活動を支える人材の確保・育成】</b>

## (2) 小規模・高齢化集落の増加への対応

人口減少・高齢化の急速な進行に伴う、小規模・高齢化集落の増加への対応として、次の取組を実施してきました。

### ① 地域の夢プランづくり

住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定める「地域の夢プラン」づくりを推進。

<様式例>

○○地域の夢	活動イメージ 内容・方法	取組予定時期			活動主体と内容		
		すぐ	近い将来	遠い将来	個人	地域	行政と協働
1							
2							
3							

### ■ 「新たな地域コミュニティ組織づくりガイドブック」の作成 (H19.4)

集落機能の低下等を複数の集落で支え合う「新たな地域コミュニティ組織づくり」の必要性や「地域の夢プラン」づくりのノウハウを紹介

#### 【新たな地域コミュニティ組織の考え方】

地形的、歴史的、社会的条件等を同じくする、複数の集落や自治会で構成される組織で、単独集落では解決困難な課題や広域的に取り組むことが効果的な課題等に対応するため、住民合意の下、自主的な取組を進める地縁型組織

■ 全県的なモデルとなる地域の育成（H19～20）

6つのモデル地域を指定し、地域の課題解決や夢プランづくりを支援

《モデル地域》 岩国市錦町地域、柳井市日積地域、周南市須金地域、宇部市吉部地域、  
下関市豊北町粟野地域、萩市田万川地域

■ 「中山間地域振興ライブラリー」の作成（H21.3）

地域特性に応じた振興方策を提示するとともに、振興方策に沿った地域づくり事例を紹介

② 地域リーダーの育成等

地域づくりを担うリーダーや、リーダーを支える住民、市町職員等を対象として、新たな地域コミュニティ組織づくりに役立つ知識やノウハウ等を提供するため、研修会やシンポジウムを開催

③ 外部人材を活用した地域づくりの推進

地域づくりの担い手不足等の課題に対応するため、多様な人材を活用し、地域住民主体の実践活動を推進

■ アドバイザーを活用した実践活動の推進（H21～）

山口県立大学内に「アドバイザーバンク」を設置し、地域の夢プランづくりや、その実現に向けた取組を支援するため、地域の要請に応じてアドバイザーを派遣

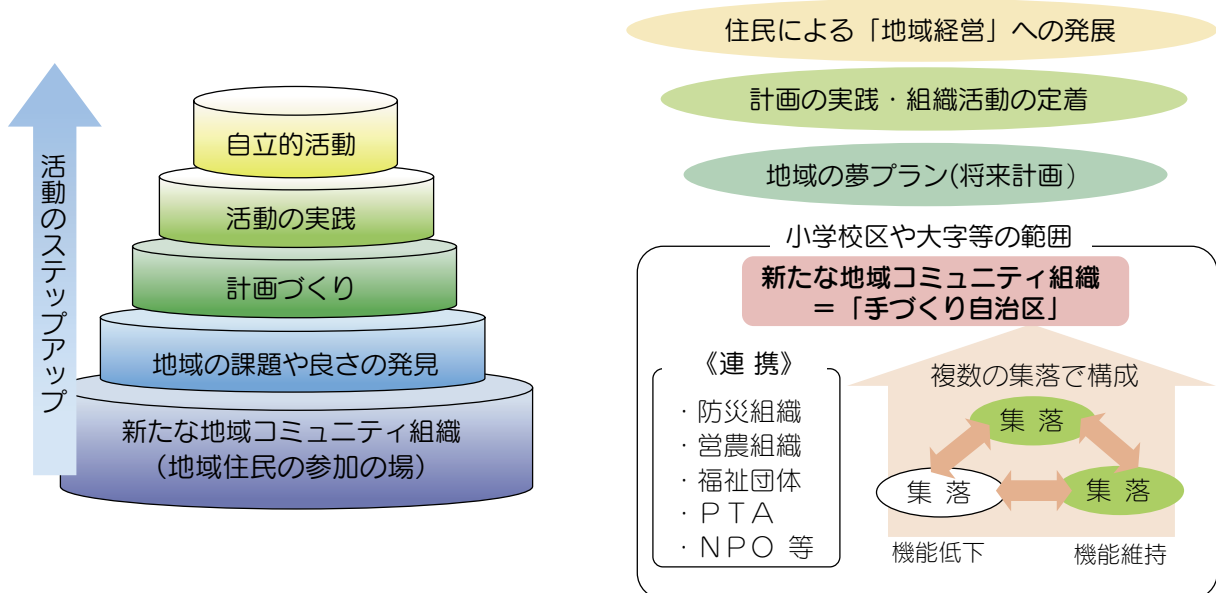
■ 大学生等による地域づくり活動の推進（H23～）

山口県立大学内に設置した「やまぐち中山間地域づくりサポートセンター」により、県内の大学生等による地域課題の解決に向けた取組を支援

■ 県職員による中山間地域の活動支援（H21～）

県民局を中心とした出先機関の職員が、中山間地域の応援団として、地域住民主体の都市農山漁村交流や地域活性化活動等を支援

集落機能の低下等を支える地域づくりの推進



(3) 数値目標の達成状況

「中山間地域づくりビジョン」に掲げた数値目標の達成状況は、次のとおりです。

施策の柱	数 値 目 標	17年度 基準値	24年度 目標値	24年度 実績値	達成状況
みんなで 創る地域の 暮らし	新たなコミュニティ組織における「地域の夢プラン」数	5件	40件以上	51件	達成
	人口10万人当たりのNPO法人認証数	15法人	29法人	29.1法人	達成
安心・安全 で住み良い 暮らし	ブロードバンド世帯カバー率（全県）	—	100%	100%	達成
	身近な生活交通に関する市町計画策定数	1市町	12市町	14市町	達成
	自治医科大学の義務年限明け医師の地元定着率	71.4%	全国平均以上 (71.0%)	66.7%	93.9%
	居宅サービス利用割合（65歳以上、全県）	(H16) 9.39%	10%以上	10.25% (H23)	達成
	洪水ハザードマップ作成河川数	10河川	60河川	60河川	達成
	やまぐちエコリーダースクール認証校数（中山間地域）	4校	40校	38校	95.0%
多様な産業 で支える 暮らし	農山漁村交流体験人口	180万人	280万人 以上	358万人	達成
	特定農業法人数	16法人	200法人	144法人	72.0%
	米生産量（新規需要米を含む）	122,700t	127,370t	116,100t	91.2%
	漁場藻場造成箇所数（累計）	65箇所	69箇所	69箇所	達成
	地域資源を活用した創業・事業展開数（累計）	80件	180件	181件	達成
	やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド認定品数	78件	175品	257品	達成
元気で誇り のある 暮らし	シルバー人材センター会員数の割合	(H17.3) 2.9%	3.1%以上	2.0%	64.5%
	景観に関する計画等の策定市数	3市	10市	9市	90.0%
	中山間地域等直接支払制度の交付面積（体制整備分）	9,716ha	(H22) 10,000ha 以上を維持	11,175ha	達成
	山口型放牧面積（累計）	163ha	400ha	340ha	85.0%
新しい仲間 とともに 創る暮らし	農山漁村交流体験人口【再掲】	180万人	280万人 以上	358万人	達成
	UJIターンの相談登録者数（累計）	—	2,500人	2,083人	83.3%
	企業・団体等からの中山間地域活性化・事業化事例（累計）	—	50件	41件	82.0%
	海浜清掃活動参加者数	41,468人	63,000人	36,133人	57.4%

## 2 中山間地域の現状

### (1) 人口の動向

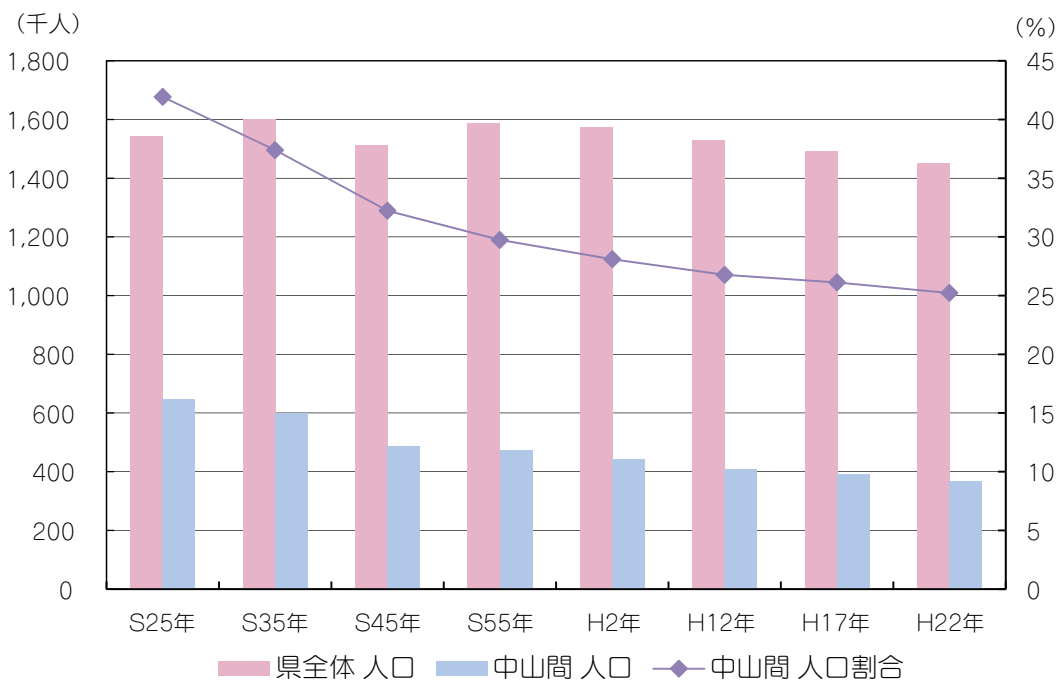
#### ① 人口の減少

昭和25年と平成22年の状況を比較すると、県全体の人口は5.8%の減少率であるのに対し、中山間地域では減少幅が大きく、43.3%の減少となっています。

また、県全体に占める中山間地域の人口の割合は、昭和25年では41.9%を占めていましたが、平成22年では25.2%に減少しています。(図2-1,表2-1)

なお、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した将来推計人口によれば、2040年の県全体の人口は26.3% (約38万人) 減少すると予測されています。(図2-2)

[ 図2-1 県人口と中山間地域人口の推移 ]

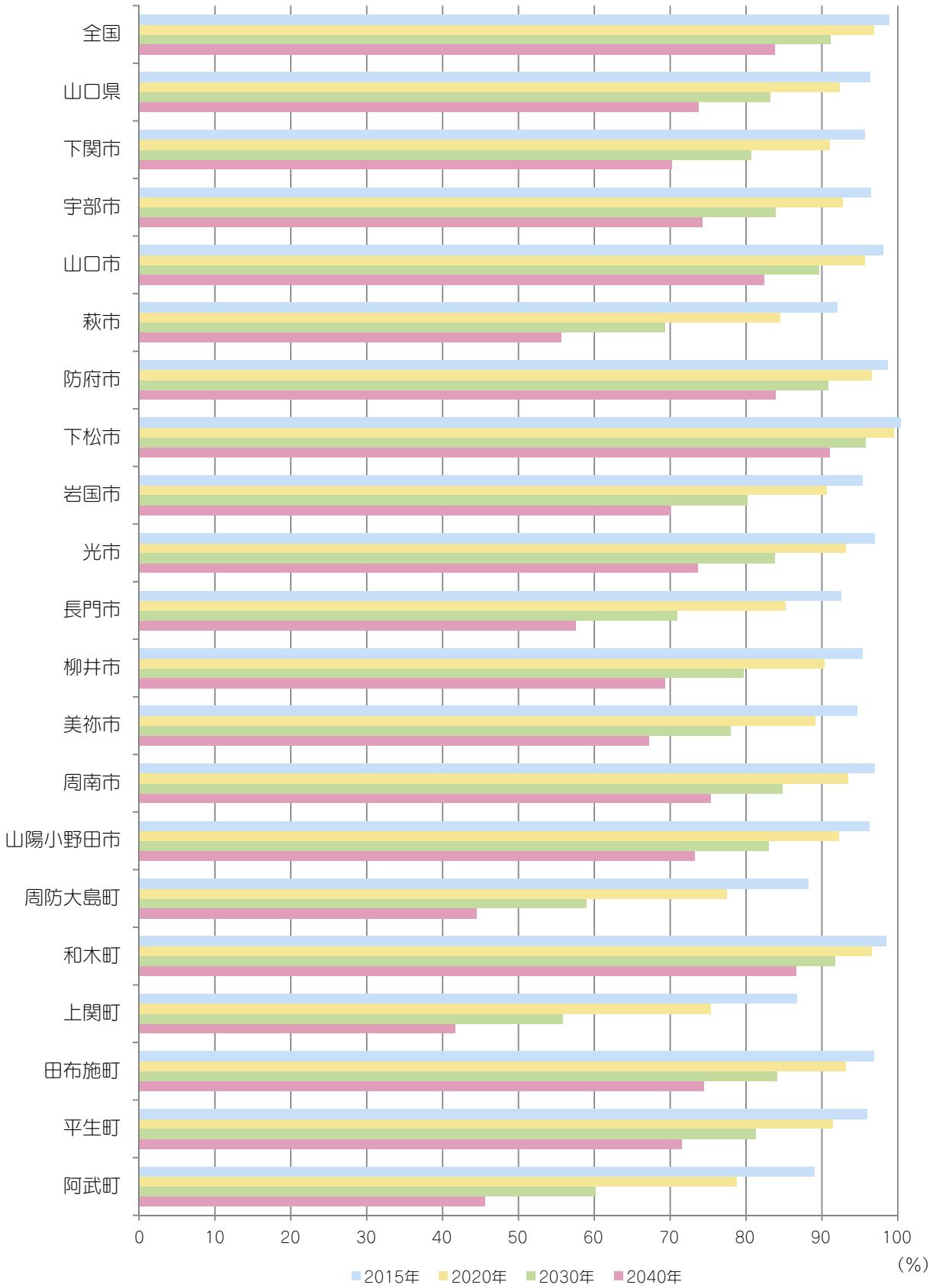


[ 表2-1 県人口と中山間地域人口の推移 ]

区分		昭和25年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年
中山間	実数(千人)	646	599	487	472	442	409	390	366
	対S25年(%)	-	△7.3	△24.6	△26.9	△31.6	△36.7	△39.6	△43.3
県全体	実数(千人)	1,541	1,602	1,511	1,587	1,573	1,528	1,493	1,451
	対S25年(%)	-	4.0	△1.9	3.0	2.1	△0.8	△3.1	△5.8

資料) 国勢調査

[ 図 2 - 2 山口県の将来推計人口 ]



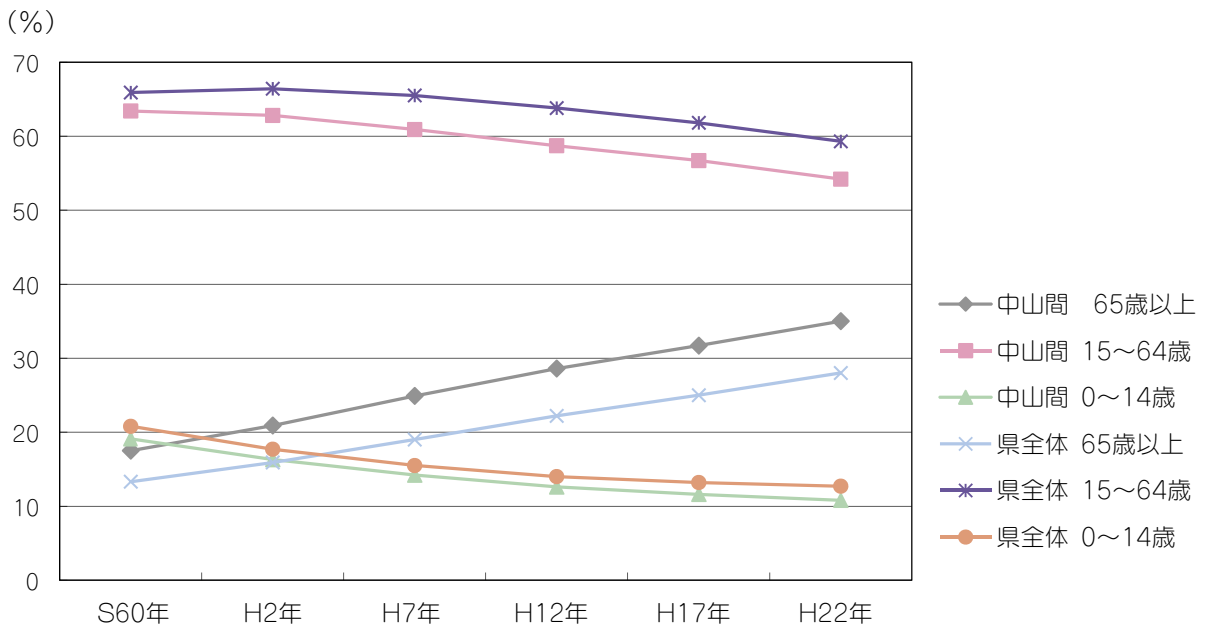
資料) 国立社会保障・人口問題研究所推計 (平成25年3月)

## ② 高齢化の進行

県全体に比べ、中山間地域では50歳以上の構成割合が高くなっており、特に65歳以上では、その割合が県全体を大きく上回っています。

年齢別人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者の割合が増加し続けており、特に中山間地域では昭和60年の17.5%に比べ、平成22年には35.0%と、17.5ポイント増加しています。(図2-3、表2-2)

[ 図2-3 年齢別人口構成比の推移 ]



[ 表2-2 年齢別人口構成比の推移 ]

(単位：%)

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
中山間	65歳以上	17.5	20.9	24.9	28.6	31.7	35.0
	15~64歳	63.4	62.8	60.9	58.7	56.7	54.2
	0~14歳	19.1	16.3	14.2	12.6	11.6	10.8
県全体	65歳以上	13.3	15.9	19.0	22.2	25.0	28.0
	15~64歳	65.9	66.4	65.5	63.8	61.8	59.3
	0~14歳	20.8	17.7	15.5	14.0	13.2	12.7

資料) 国勢調査

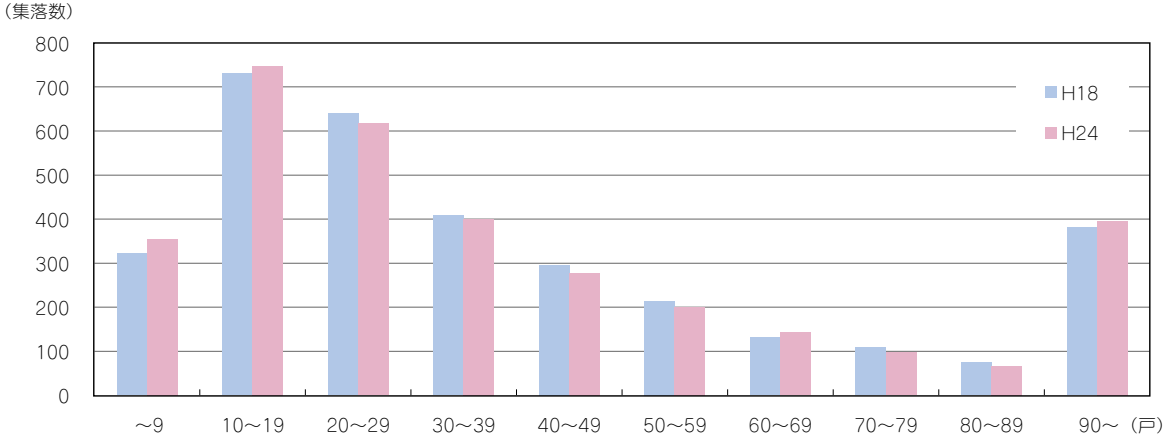
## (2) 集落の状況

中山間地域における集落は、地域社会の基礎単位として、生産活動や生活を維持する上で、共同体としての機能を発揮してきましたが、人口減少・高齢化の進行等に伴い、集落の小規模・高齢化が進んでいます。

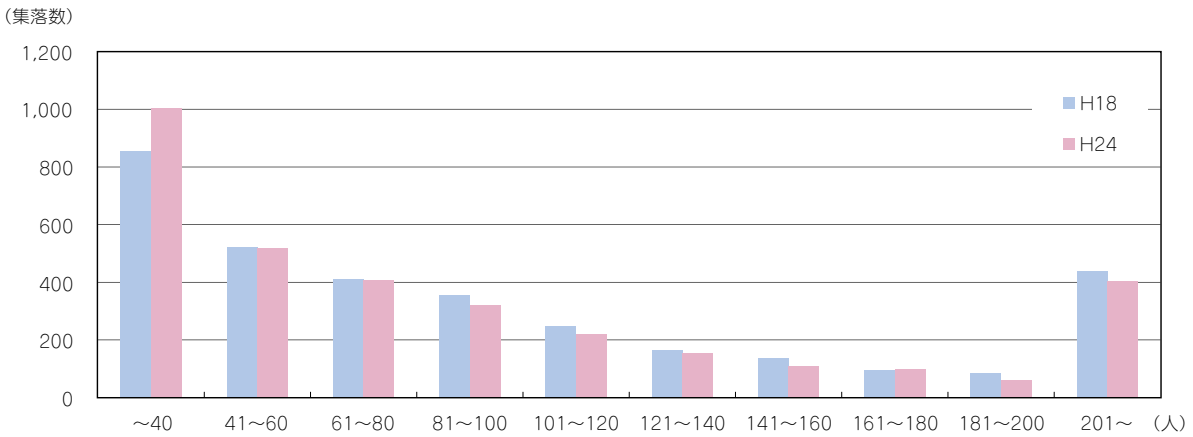


集落の統合や中山間地域の範囲の見直しなどがあり、単純比較はできませんが、平成18年4月末時点の集落数は3,305集落、平成24年3月末時点の集落数は3,299集落となっています。(図2-4,図2-5,図2-6)

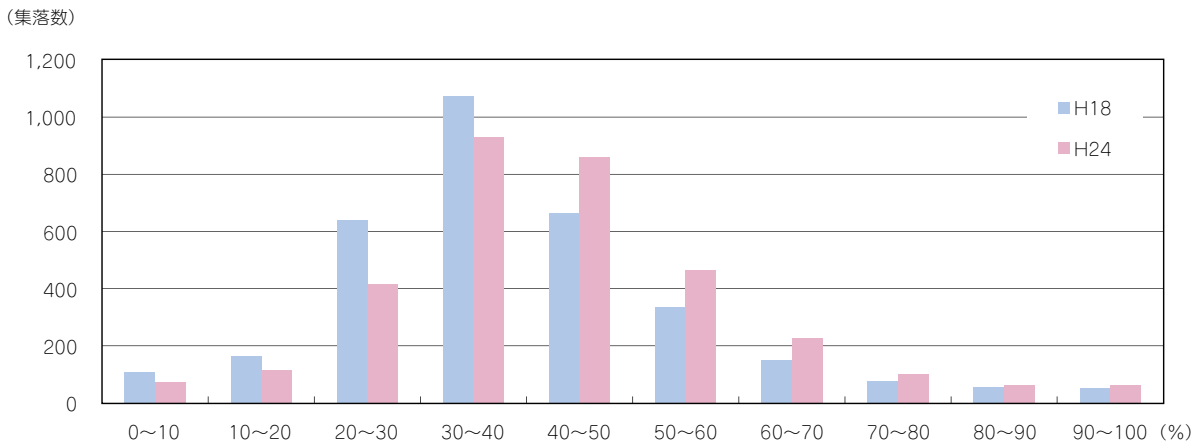
[ 図2-4 世帯数別の集落の状況 ]



[ 図2-5 人口規模別の集落の状況 ]



[ 図2-6 高齢化率別の集落の状況 ]



資料) 県総合企画部調べ (市町からの報告を基に作成)

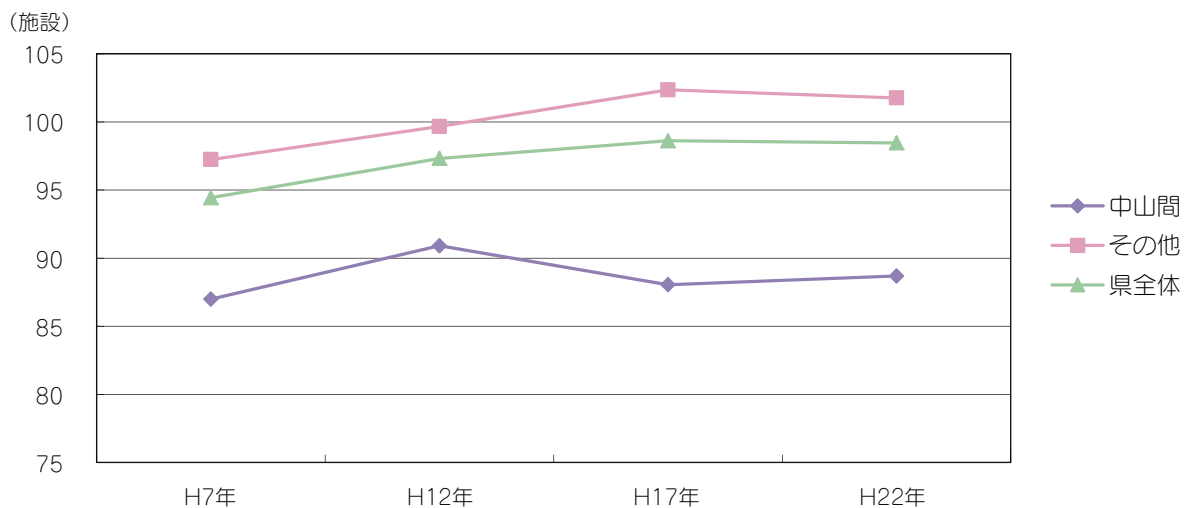
### (3) 生活環境の状況

中山間地域では、医療施設、道路、上・下水道、公立学校等の居住環境の整備水準がその他地域に比べ低位にあることが多く、これまでも定住条件の整備を中心に各種生活環境の整備を進めてきましたが、依然として、一定の差が生じており、生活面での課題につながっています。

#### ① 医療基盤

中山間地域では、その他地域に比べ、人口当たりの病院・診療所数が1割程度少ない状況にあり（図2-7,表2-3）、また、無医地区も存在するなど、医療基盤の充実が望まれています。

[図2-7 人口10万人あたりの病院・診療所数の推移]



[表2-3 人口10万人当たりの病院・診療所数の推移]

(単位：%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
中山間地域	87.0	90.9	88.0	89.0
その他地域	97.2	99.7	102.4	101.7
県全体	94.5	97.3	98.6	98.4

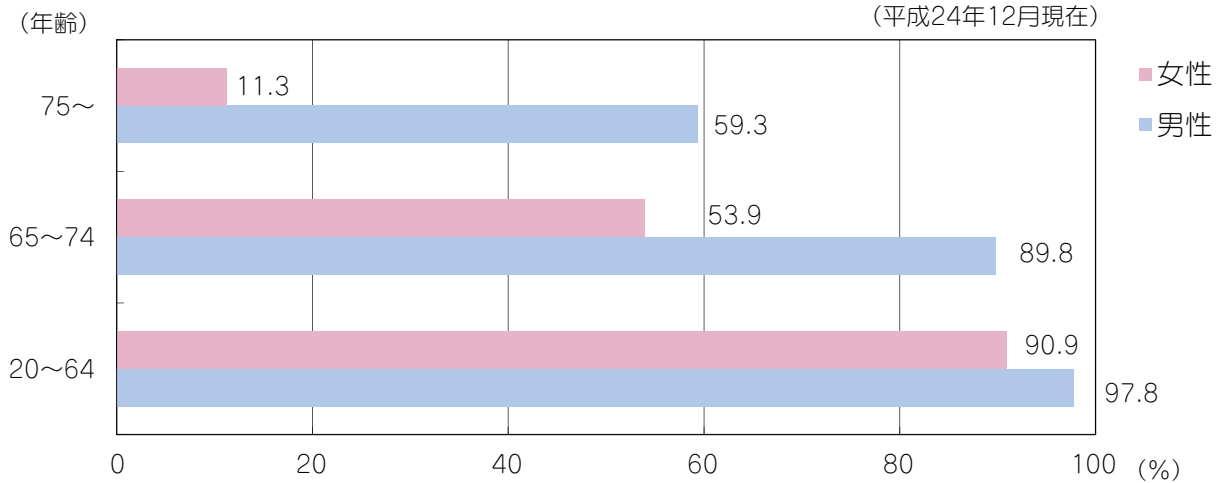
資料) 県総合企画部・健康福祉部調べ

#### ② 生活交通

中山間地域における通学、通院、買い物などの日常生活に不可欠な生活交通として、路線バスが大きな役割を果たしていますが、自家用車の普及や過疎化の進行等に伴い、利用者の減少が続いており、地元自治体等の補助金なしでは運行が困難な路線が多数あります。

また、女性高齢者の免許保有率は低く（図2-8）、高齢者の免許返納も増加している中で、身近な生活交通の確保は重要な課題となっています。

[図2-8 年齢別運転免許保有率]



資料) 県警察・総合企画部調べ

### ③ 生活道路、上・下水道

中山間地域の市町道の道路改良率や下水道の整備率は、その他地域と比べ、10%程度、低い状況にあり（表2-4,表2-5）、引き続き、生活道路や上・下水道の計画的な整備が求められています。

[表2-4 市町道の道路改良率・道路舗装率]

(平成23年、単位：%)

区分	道路改良率	道路舗装率
中山間地域	54.2	89.8
その他地域	64.1	94.5
県全体	58.8	92.0

資料) 道路施設現況調査、一部市町調べ

[表2-5 上・下水道普及率]

(平成23年、単位：%)

区分	上水道	下水道
中山間地域	80.8	73.5
その他地域	96.9	84.9
県全体	93.0	82.0

資料) 汚水処理人口普及状況調べ  
(集落排水施設、合併処理浄化槽等を含む。)

### ④ 情報通信基盤

携帯電話やインターネットは、地域住民の生活に様々な利便性をもたらしますが、地勢的に山間地や離島が多く、人口密度が低い中山間地域では、携帯電話の不感地域や、光ファイバー網などの超高速ブロードバンドサービスの提供が不十分な地域が存在しており、情報通信基盤の更なる充実が課題となっています。

### ⑤ 公立学校の状況

中山間地域では、小・中学校の統廃合が進んでおり、平成12年と比べ、平成24年では、小学校数で約2割、中学校数では3割近く減少しています。

また、小規模校も増加している中で、少人数下での学習環境の整備が求められています。(表2-6, 表2-7)

[表2-6 市町村立小学校数の推移]

(単位：校)

区分	平成12年	平成24年
中山間地域	190	154
その他地域	171	162
県全体	361	316

資料) 教育委員会学校一覧(分校及び休校を除く。)

[表2-7 市町村立中学校数の推移]

(単位：校)

区分	平成12年	平成24年
中山間地域	90	66
その他地域	94	88
県全体	184	154

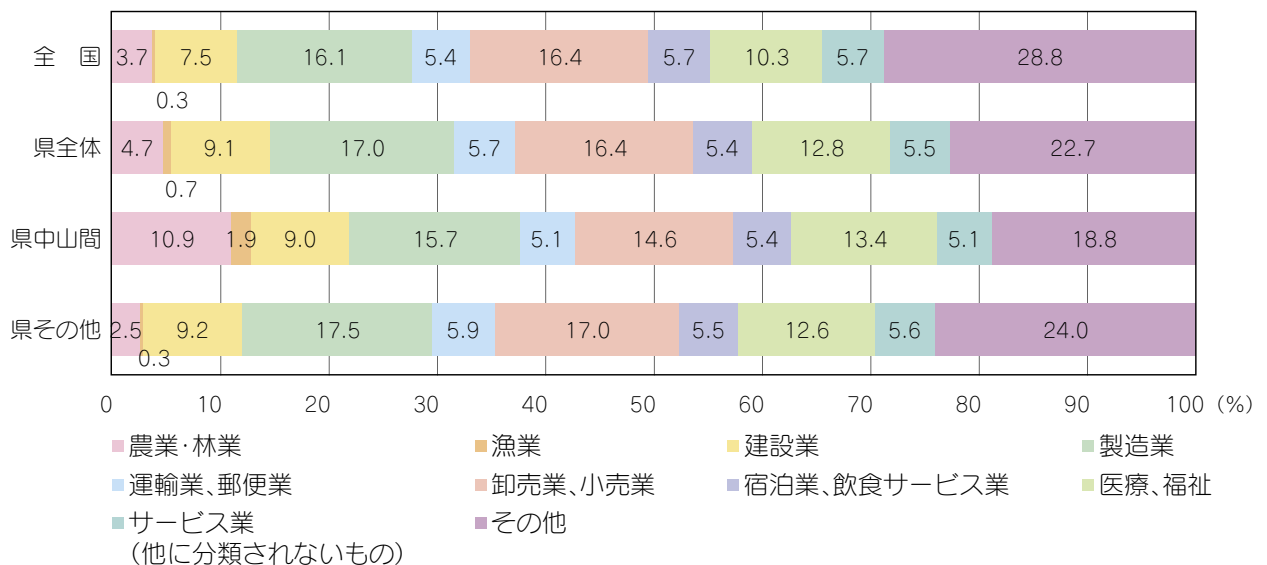
## (4) 産業活動の状況

### ① 就業人口と経済活動の状況

本県中山間地域における産業別の就業人口は、第1次産業の割合が12.8%となっており、県全体における割合である5.4%に比べて、高いのが特徴ですが、その割合は低下傾向にあり、中山間地域における就業形態は多様化しています。(図2-9)

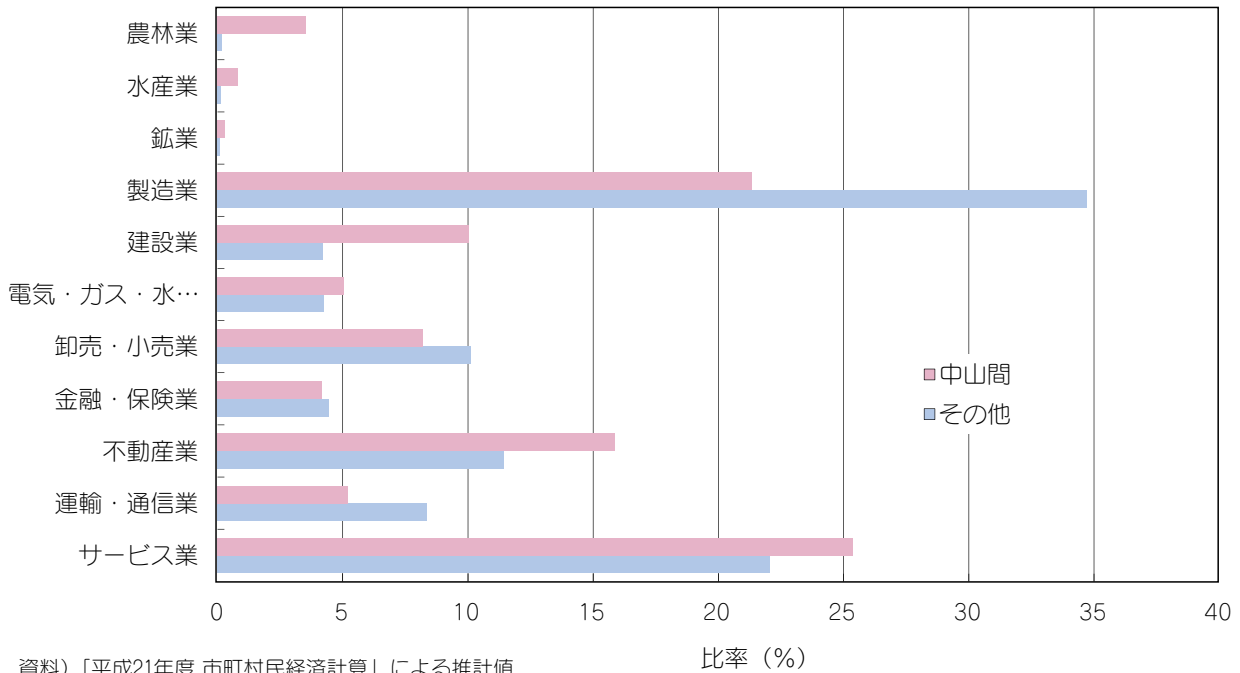
また、経済活動別に市町内総生産額を見ると、中山間地域における第1次産業の総生産額のウェイトは総じて低く、サービス業や製造業、不動産業などの占める割合が高くなっています。(図2-10)

[図2-9 就業人口の割合(平成22年)]



資料) 国勢調査

[図2-10 経済活動別市町内総生産(平成21年度)]



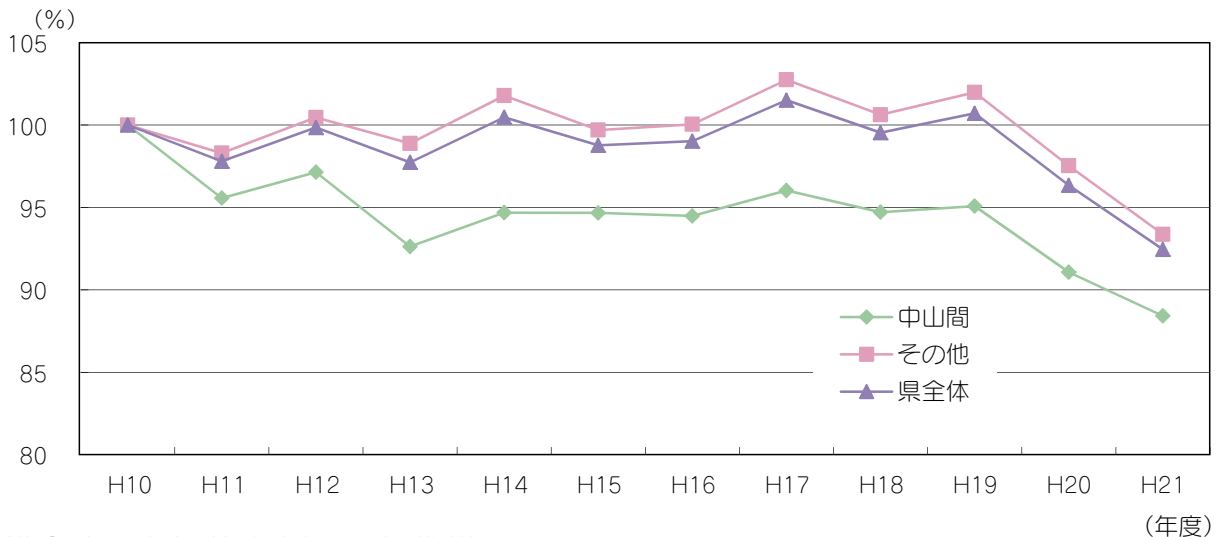
② 産業活動の停滞

中山間地域では、農林水産業における価格の低迷や公共事業の縮減による受注高の減少等を背景にして総生産額が低下しており、平成10年度を100とした場合、平成21年度では、88.4ポイントとなっています。(図2-11)

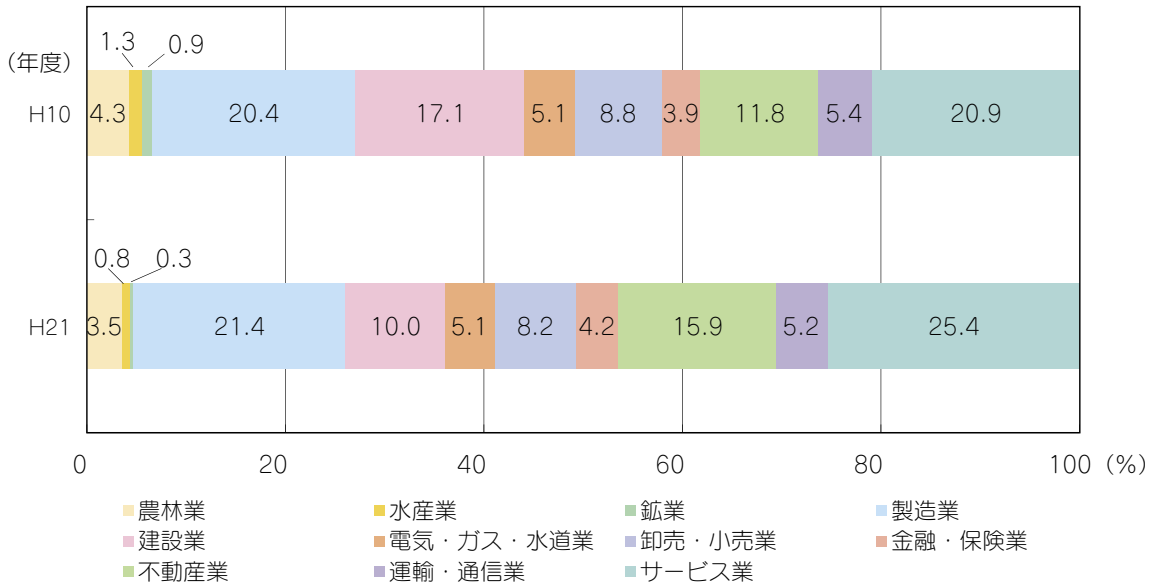
また、産業別総生産額の割合も、就業人口と同様に第1次産業の割合が減少しています。(図2-12)

地域住民の経済基盤を強化するための新たな産業の育成や、中山間地域における基幹産業ともいえる農林水産業の振興が大きな課題となっています。

[図2-11 総生産額の推移 -平成10年度を100とした場合-]



[図2-12 中山間地域における産業別総生産額の割合]



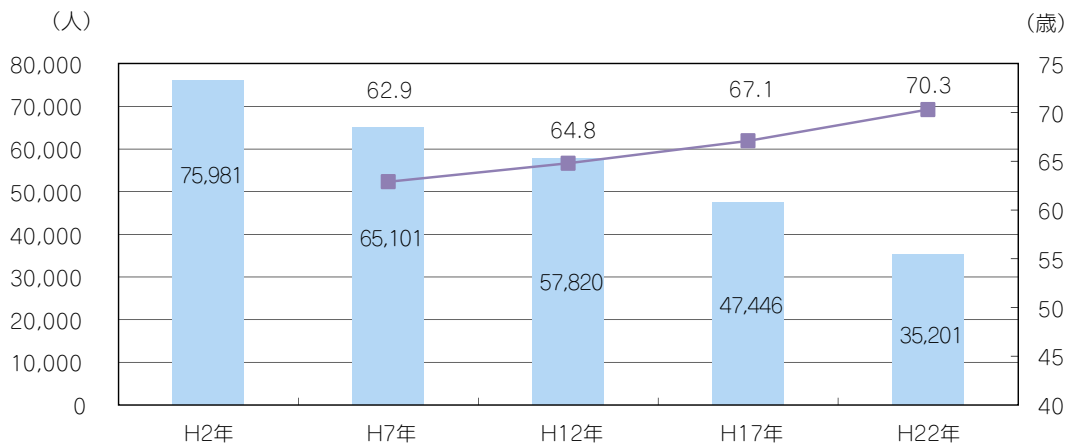
資料)「平成21年度 市町村民経済計算」による推計値

### (5) 地域農業の状況

農業就業者の減少・高齢化が進行しており、平成22年の販売農家の農業就業人口は、35,201人で、平均年齢が70歳を超える状況となっています。(図2-13,表2-8)

また、自給的農家や土地持ち非農家の耕作放棄面積が増加しており(図2-14)、集落営農等の農地の受け皿組織の育成が課題となっています。

[図2-13 農業就業人口・平均年齢の推移]

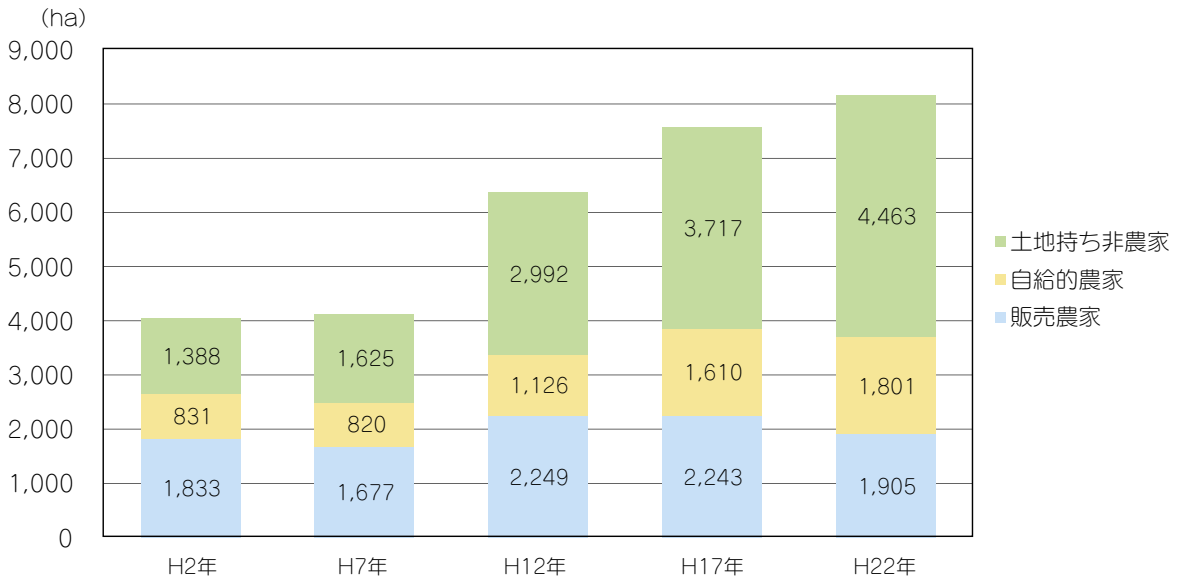


[表2-8 農業就業人口・平均年齢の推移]

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
農業就業人口(人)	75,981	65,101	57,820	47,446	35,201
平均年齢(歳)	-	62.9	64.8	67.1	70.3

資料) 農林業センサス、山口県の農林業(県総合企画部)

[図2-14 経営区別耕作放棄面積の推移]



資料) 農林業センサス、山口県の農林業 (県総合企画部)

## (6) 交流活動の状況

都市住民等を中心に、農山漁村の自然や文化などに触れ、地域住民との交流を楽しむ余暇活動への関心が高まっており、この10年間で農山漁村交流体験人口は96万人増加しています。(表2-9)

また、農山漁村での体験活動を伴う修学旅行などの「体験型教育旅行」の受入人数も、近年、着実に増加しており、平成24年には約4,600人を受け入れています。(表2-10)

[表2-9 農山漁村交流体験人口の推移]

区分	平成13年	平成18年	平成23年
農山漁村交流体験人口	176万人	221万人	272万人

資料) 県総合企画部調べ

[表2-10 体験型教育旅行の受入人数の推移]

区分	平成22年	平成23年	平成24年
体験型教育旅行受入人数	4校 399人	28校 3,900人	30校 4,591人

資料) 県総合企画部調べ

### 3 中山間地域に関する県民の意識

ビジョンの改定に当たり、地域の実情や生活者の実感に即して施策を展開するため、中山間地域の住民に対する意識調査を実施しました。

#### (1) 県民意識調査の実施

- 【調査地域】 県内中山間地域10地区  
 【調査対象】 地区内に居住する20歳以上の男女 【標本数】 2,000人  
 【抽出方法】 層化二段無作為抽出 【調査方法】 郵送法  
 【調査期間】 平成25年1月30日～2月20日 【回収率】 48%

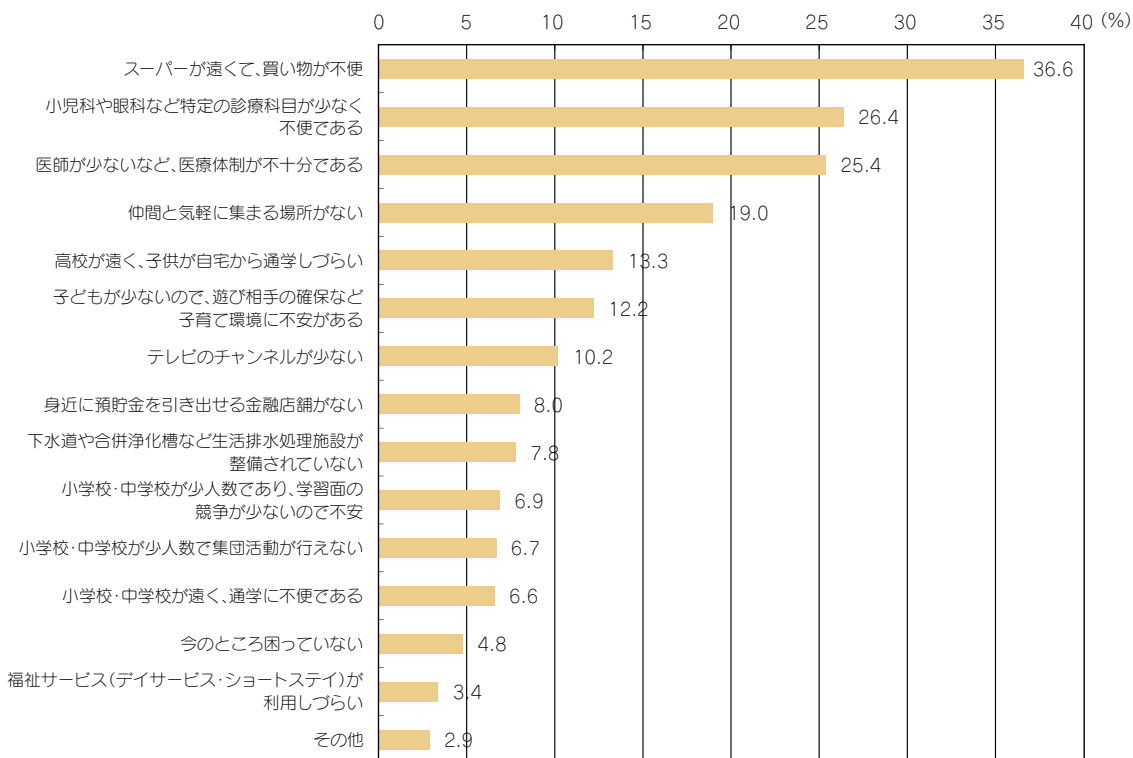
○ 平成17年7月に実施した調査（前回）との比較を行うため、前回と同様の地区において、地域づくりの意識や生活上の課題等についてアンケート調査を実施

#### (2) 地域住民の生活実感

地域住民の生活上の課題については、前回調査に比べて、課題と感じる割合が全体的に低下しているものの、買い物の利便性の向上や医療体制の充実などが依然として生活上の主な課題となっています。（図3-1）

また、交通・通信に関する年齢別の課題については、前回調査と同様に、高齢世代は、身近な生活交通の充実を求める意見が多く、壮年・若年層では、情報通信環境の整備を求める声が多くなっています。（図3-2）

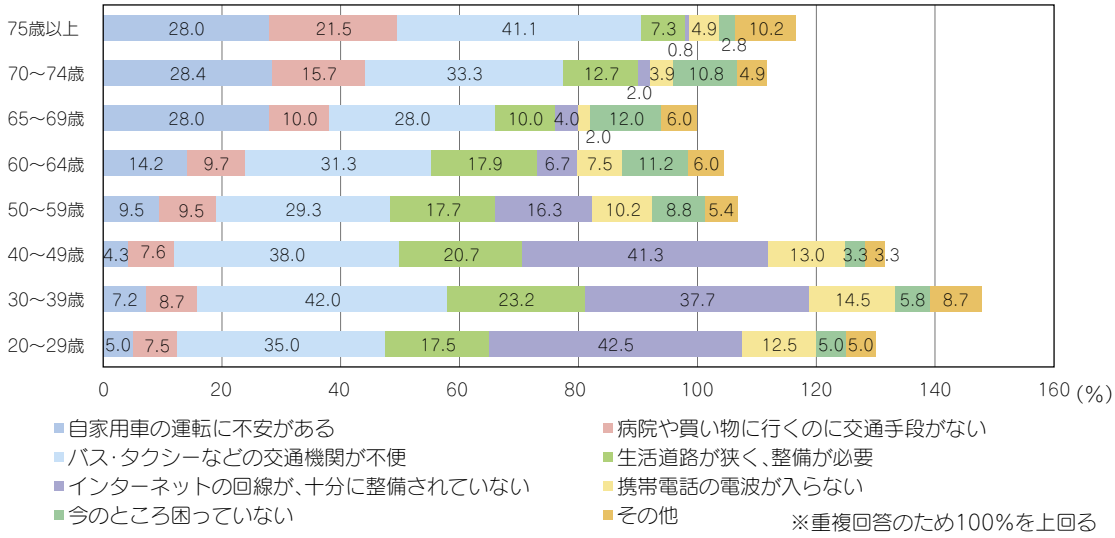
【図3-1 地域住民が感じる生活面の課題】



資料) 平成24年度中山間地域に関する県民意識調査（複数回答可・無回答は除外）



[図3-2 交通・通信に関する年齢別の課題]



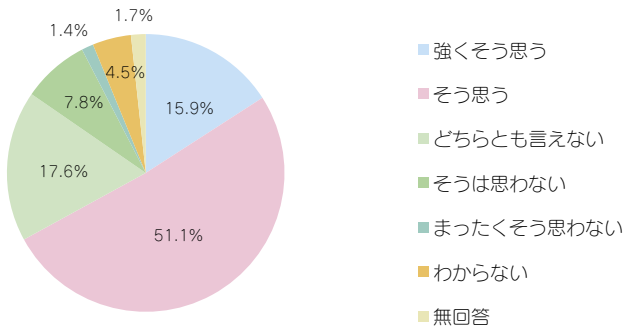
(3) 住民の地域づくり等への意向

地域住民の約7割は、住み慣れた地域で暮らし続けたいとの意向を持ち（図3-3）、皆で知恵を出し合い行動することも必要であるとの回答も高くなっています。（図3-4）

また、住民が協力し、主体的に関わるべき項目では、消防や交通安全などの防災関連項目が高くなっています。（図3-5）

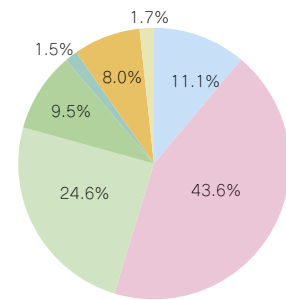
[図3-3]

今後もこの地域に住み続けたいと思いますか

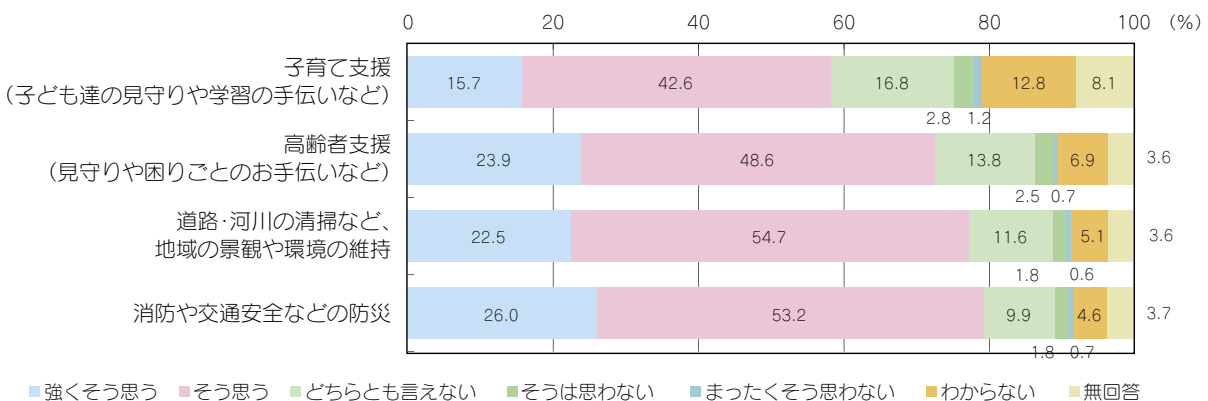


[図3-4]

みんなで知恵を出し合う話し合いを行い、行動すれば、地域はもっと元気になる



[図3-5] 住民も主体的に協力し、関わっていきべき取組



## 4 中山間地域づくりを進める上での主要な課題

### (1) 集落を維持するための仕組みづくりの推進

中山間地域では、人口減少・高齢化の進行により、集落の戸数や地域活動の担い手が減少しており、地域コミュニティを基本に据えた上で、集落機能を維持するための広域的な範囲での支え合いの組織づくりや、地域を支える新たな担い手の確保・育成を進めていく必要があります。

また、地域住民が主体となった、地域づくり活動を支援する体制づくりを進めていく必要があります。

#### ■ 広域的な範囲で集落を支え合う仕組みづくり

人口減少・高齢化の進行により、集落が小規模・高齢化し、草刈りや道普請、冠婚葬祭等の共同作業の実施が困難となる集落や、集落自体の存続が懸念される地域も生じています。

こうした状況に対応するためには、市町と協働しながら、統合前の小学校区や大字等の広域的な範囲で集落を支え合う新たな「地域コミュニティ組織」づくりを進め、地域住民が主体となって、地域の課題を解決する取組を促進することが必要です。

#### ■ 地域の担い手の確保

平成27年（2015年）には、これまで地域を支えてきた昭和一桁生まれの方が全員80歳代となるなど、今後、地域活動の担い手が大きく減少するおそれがあります。

こうした状況に対応するためには、UJターンによる定住の促進や、雇用の受け皿として期待される第1次産業への新規就業対策などを推進するとともに、地域外の住民等との交流や連携により、新たな地域の担い手を確保していくことが必要です。

#### ■ 住民主体の地域づくりの推進

地域課題の解決に向けて、地域住民が主体となった活動を効果的に進めていくためには、地域運営組織や社会福祉協議会、農商工団体など、多様な主体との連携を図ることが重要です。

また、住民主体の地域づくり活動や組織運営を支えるためには、継続的・安定的な取組が可能な組織づくりに対する行政の積極的な関与や組織運営に対する支援体制の構築が必要です。

### (2) 安心・安全に住み続けられる地域社会の構築

集落の小規模・高齢化に伴い、地域における相互支援機能の低下が懸念されており、中山間地域で安心・安全に暮らし続けるための環境を確保していくことが重要となっています。

また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の体制づくりを進めていく必要があります。

### ■ 地域での助け合いの仕組みづくり

住み慣れた地域で、お互いが支え合いながら、安心して安全に暮らせる生活環境を築いていくためには、福祉・医療関係者や民間事業者等とも連携を図りながら、地域における見守り・支え合いの体制づくりを進めることが重要です。

また、高齢者や障害者等が地域の中で自立した生活ができるよう、地域での助け合い機能を発揮できるような仕組みづくりが必要です。

### ■ 防災面での支援体制の整備

中山間地域では、集落戸数の減少や高齢者のみの世帯の増加が進んでおり、地域における防災面での対策を強化することが重要であり、自主防災組織活動の活性化を図るとともに、災害などの緊急時において、迅速、的確に要援護者等を支援できるよう、地域の体制を整備することが必要です。

### ■ 身近な生活交通システムの構築

中山間地域において、高齢者の買い物や通院、児童生徒の通学などの日常生活を維持していくためには、交通不便地域を解消し、地域の生活を守る身近な交通手段を確保することが重要です。

各地域においては、日常生活に欠かせない路線バス等の維持に努めるとともに、デマンド型の乗合タクシーの導入や福祉バス等と連携した交通システムなど、地域住民の生活を支える新たな交通システムの構築を、更に進めていく必要があります。

## (3) 生活を支える産業の振興

中山間地域では、基幹産業である農林水産業をはじめ、地域の産業活動が停滞している状況にあり、産業活動の活発化や新たな雇用の創出は、切実な問題となっています。

### ■ 農林水産業の振興

中山間地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、持続可能な農業生産の仕組みづくりや農業への幅広い新規参入の促進、地域の特性を活かした農林水産物づくりなどを進める必要があります。

また、野生鳥獣による農林業等への被害を防止するため、捕獲の担い手を確保・育成するとともに、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む必要があります。

### ■ 地域資源を活用した新たな産業の展開

中山間地域には、多様な地域資源が存在することから、これらの資源を効果的に活用して、関係機関や団体が連携し、「売れるものづくり」の観点から、農商工連携や6次産業化の展開、活発な創業活動を促進する必要があります。

### ■ 経営的視点を重視した都市農山漁村交流の促進

人口減少社会を迎える中で、地域の活性化を図るためには、交流人口の拡大を図ることが重要であり、本県中山間地域の都市近接という地域特性や豊かな地域資源を活かしながら、都市との交流を促進し、より経営的な視点を重視した交流産業として育成することが必要です。

## 第3章 基本目標と施策の柱

### 1 ビジョン改定の視点

「中山間地域づくりビジョン」に基づく取組により、新たな地域コミュニティ組織づくりの進展や農山漁村交流体験人口の拡大など、一定の成果が現れているものの、中山間地域では、前述したとおり、多くの課題を抱えています。

このため、次の視点でビジョンを見直し、条例に掲げる基本方針に沿って、総合的・体系的な施策展開を図っていきます。

- ◇ 中山間地域を取り巻く情勢変化への対応
  - ・人口減少や高齢化の進行に対応した地域づくりの推進
  - ・中山間地域で安心・安全に暮らしていけるための対策の推進
  - ・地域の活性化に向けた交流や定住の促進と産業振興対策の強化
  - ・地域や市町と連携した支援体制の充実
- ◇ 施策の取組成果や課題等を踏まえ、施策の重点化と新たな対策の検討
  - ・これまでの取組における課題等を踏まえ、中山間地域での「暮らし」を支えるための現実的で具体的な対策の強化
- ◇ 本県中山間地域の「強み」を活かす、特徴ある施策の構築
  - ・豊かな地域資源や都市地域と近接する地理的条件、社会資本の整備状況など、本県中山間地域の強みを活かした、多様な主体の連携による地域づくりの推進

### 2 中山間地域づくりの基本的な考え方

山口県では、県民誰もが、「ここに生まれ、育ち、働き、住んで、本当に良かった」と実感できる「輝く、夢あふれる山口県」の実現に向けた取組を進めています。

中山間地域づくりを推進するに当たっても、この考え方を基本として、  
中山間地域の住民が、安心・安全で心豊かに暮らし、「これからも住み続けたい」と実感できる  
中山間地域づくりを推進していきます。

### 3 基本目標

「第2章 中山間地域の現状と課題」や「ビジョン改定の視点」などを踏まえ、計画期間における基本目標を次のとおりとします。

#### 【基本目標】

**安心・安全で心豊かに暮らせる中山間地域の実現**  
～中山間地域の「暮らし」満足度の向上を目指して～

## 4 施策の柱

「基本目標」の下に、次の3つの「施策の柱」を設定し、安心・安全で心豊かに暮らせる中山間地域の実現を目指します。

### 1 持続可能な地域社会の形成

人口減少・高齢化の進行による担い手不足が顕在化する中で、集落機能の低下等を周辺の集落で支え合う仕組みづくりや、UJIターンによる定住を促進するとともに、都市地域との交流や豊かな地域資源を保全・継承していく地域づくりを進めます。

### 2 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

中山間地域で、誰もが「安心・安全」に暮らしていけるよう、日常生活に欠かせない生活交通や買い物の利便性の確保、医療・福祉サービスの充実など生活環境基盤の整備を進めるとともに、若い世代も住み続けたいくなるような定住環境の整備や高齢者等が元気に活躍する環境づくりを進めます。

### 3 暮らしを支える多様な産業の振興

農林水産業の振興を基本としつつ、中山間地域の多様な地域資源を有効に活用し、地域産業が連携した新たな事業の展開や創業活動等を促進し、地域住民が生きがいを持ち、安定した暮らしができるよう、魅力ある雇用の場の創出・確保を図ります。

「施策の基本方針」については、山口県中山間地域振興条例において、次のとおり規定されています。

- 1 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- 2 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が行われるよう配慮すること。
- 3 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- 4 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- 5 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- 6 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

## 5 施策の進め方

基本目標の実現に向けて、施策の「3つの柱」の下に、県民・市町・県の力を結集し、本県の総合力を高めながら、次のような観点から施策を進めます。

### (1) 施策の体系的な推進

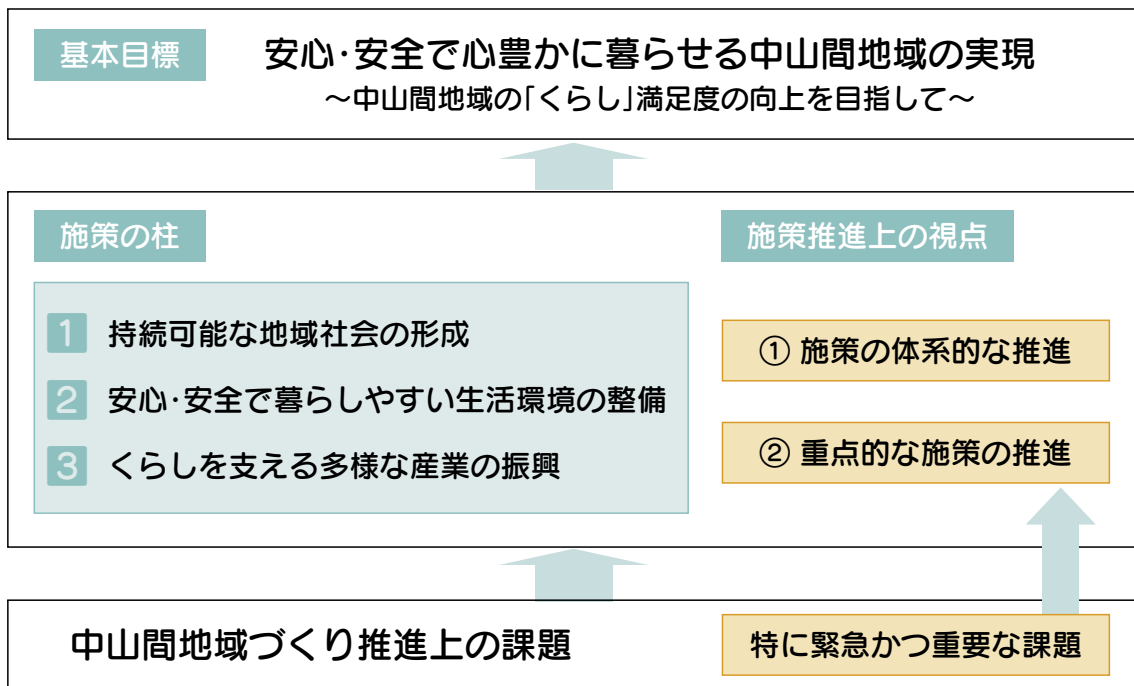
様々な課題やニーズを抱える中山間地域において、住民の「暮らし」満足度の向上につなげていくためには、市町、地域と連携・協働しながら、全庁を挙げて、総合的な視点に立って中山間地域対策を進めていく必要があります。

このため、施策の柱に沿って、諸施策を体系化し、取組を進めていきます。

### (2) 重点的な施策の推進

中山間地域の置かれている厳しい環境の中で、ビジョンの計画期間内に、一つでも多くの成果を上げていくためには、「今、何が必要で、何をなすべきか」を的確に判断しながら、施策に集中的に取り組んでいくことが重要です。

このため、今後の中山間地域づくりを進める上で特に緊急かつ重要な課題に対し、取り組むべき対策を「重点プロジェクト」として掲げ、集中的に取り組んでいきます。



#### 【山口らしさを活かす】

本県では、県土の約7割を中山間地域が占めていますが、一方で、都市地域がバランスよく点在しており、両地域が近接する地理的条件は、本県ならではの特徴であり、大きな魅力ともなっています。

このため、施策の推進に当たっては、中山間地域と都市地域との一体的な取組や、双方のメリットを活かし、デメリットを補う仕組みづくりが重要です。

## 第4章 施策の体系的な推進

中山間地域の抱える幅広い課題に対応し、住民の「暮らし」全般にわたる満足度の向上を図るため、施策の柱に沿って、諸施策を体系的に整理し、総合的に取り組んでいきます。

### 《施策の体系》

#### 1 持続可能な地域社会の形成

- (1) 住民主体の地域づくりの促進
- (2) 地域づくり活動団体や人材の育成
- (3) UJIターンによる定住の促進
- (4) 県民の理解と交流の促進
- (5) 豊かな地域資源の保全と継承

#### 2 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

- (1) 暮らしの安心の確保
- (2) 暮らしの安全の確保
- (3) 子育て・教育環境の整備
- (4) いきいきと暮らせる環境づくり

#### 3 暮らしを支える多様な産業の振興

- (1) 観光・交流産業の振興
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 地域産業連携による新産業の創出

## 1 持続可能な地域社会の形成

中山間地域では人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、地域を維持することが困難となる地域も生じています。

こうした状況に対応し、活力ある地域社会を構築していくためには、地域と市町等が協働しながら、住民が主体となって地域の課題を地域で解決していく「住民主体の地域づくり」が重要となっています。

また、地域における担い手不足が懸念される中で、これまで地域を支えてきた世代を引き継ぐ人材の育成や、新たな地域の担い手として期待される、幅広い世代の移住・定住を促進する必要があります。

さらに、中山間地域の多面的機能を保全・継承し、活力ある地域社会を維持していくためには、地域の良さを学び、それを地域づくりに活かしていくとともに、地域資源の適切な保全・管理に努めていく必要があります。

### ■ 施策展開の方向

- (1) 既存の集落の枠を超える広域的な範囲での新たな地域コミュニティ組織づくりを進めるとともに、地域の将来計画である「地域の夢プラン」づくりなどを通じ、行政と連携・協働しながら、住民主体の地域づくりを進めます。
- (2) 地域での話し合い活動や研修等を通じ、新たな地域づくりリーダーの確保を促進するとともに、女性や高齢者・若者など、地域運営の多様な担い手の確保を進めます。
- (3) 市町と連携し、地域の新たな担い手として期待される移住・定住者の確保に向けた取組を進めます。
- (4) 交流情報の効果的な発信により、都市と中山間地域との交流を促進します。
- (5) 中山間地域の多面的機能への理解を深め、その保全や活用のための取組を県民と協働して進めます。

### ■ 施策目標

項 目	数 値	
	平成24年度 (基準年)	平成28年度 (目標年)
「地域の夢プラン」作成数	51地域	80地域
中山間地域づくりリーダー研修会新規受講者数	—	80人
地域おこし協力隊員等配置市町数	8市町	18市町
UJIターンの相談件数	1,411件	2,400件
農山漁村交流体験人口	358万人	400万人
大学生の中山間地域への支援活動参加者数	336人	500人
景観に関する計画の策定市数	9市	13市
中山間地域等直接支払制度の体制整備単価適用面積（全県）	11,175ha	10,000ha 以上を維持
離島における多面的機能維持・増大取組件数	54件	60件
山口型放牧面積（全県）	340ha	430ha



## ■ 具体的な取組

### (1) 住民主体の地域づくりの促進

高齢化率の高い中山間地域では、集落単位での地域活動が難しい面もあるため、既存の集落の枠を超え、複数の集落が広域的に支え合う体制づくりが必要です。

また、地域が抱える様々な課題を解決していくためには、行政からの支援も得ながら、地域住民が主体となった活動を展開していくことが必要です。

#### ① 新たな地域コミュニティ組織づくり

人口減少・高齢化が進行する中で、活力ある地域づくりを目指し、活動を進めるための新たな組織づくりが必要です。

- 集落機能の低下等の状況に対応するため、小学校区や大字等の、広域的な範囲で集落を支え合う、新たな地域コミュニティ組織づくりを促進します。
- 集落機能の維持が将来的に困難となる集落に対しては、新たな地域コミュニティ組織等において日常生活をサポートする体制づくりを促進します。

#### ② 地域の将来像を描いた「地域の夢プラン」づくり

住民自らが目指すべき将来目標を明確にし、その実現に向けて、市町等と連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。

- 新たな地域コミュニティ組織等における、住民が主体となった地域づくり活動を進めるため、市町や関係団体等も参加する「住民参加の場」づくりを促進します。
- 住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定める「地域の夢プラン」づくりを促進します。
- 「地域の夢プラン」づくり等を契機として、住民主体の地域づくり活動や、自主防災組織活動、福祉ネットワークなどの取組を促進するとともに、「地域の夢プラン」の実現に向けた実践活動を市町が主体となって支援します。

#### ③ 地域の実態に即した地域づくりの促進

地域が抱える様々な課題を解決していくためには、行政等からの支援も得ながら、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要です。

- 住民が自主的・主体的に地域課題の解決に取り組んでいく「住民自治」の体制づくりを支援するとともに、地域住民による生活サービスや地域資源を活用した経済活動等の取組を促進します。
- 未利用の公有施設を有効活用した活動拠点づくりや、拠点地区での生活基盤の集中的な整備を促進します。
- 県と市町が連携し、地域課題の解決に向けた実践活動の促進を図るとともに、地域の実態や活動状況等に応じた、効果的な支援制度の構築に努めます。

#### ④ 市町による地域づくりへの主体的な取組

集落間の連携や実践活動の立ち上げには、住民に身近な行政である市町からの積極的な働き掛けが重要です。

また、市町村合併に伴う行政区域の広域化などに対応して、市町においても、地域コミュニティ組織の育成などを計画的に進める必要があります。

- 新たな地域コミュニティ組織づくりや地域課題の解決に向けた支援など、市町の「中山間地域づくり指針」に沿って市町の主体的な取組を進めます。
- 市町と県が連携し、中山間地域の課題解決に向けて一体となって取り組む体制づくりを進めます。

### (2) 地域づくり活動団体や人材の育成

中山間地域を支えてきた世代の交代期を控え、地域づくりを支える新たな担い手の確保・育成が急務となっています。

#### ① 地域づくりリーダーの確保

地域づくりの中心となるリーダーを確保するとともに、できるだけ多くの地域づくりの担い手を育成するため、研修会等を開催します。

- 「住民参加の場」における話し合い活動等を通じて、地域づくりリーダーの確保を促進します。また、地域コミュニティ組織の運営に関し、複数のリーダーを確保するなど、意識的にリーダー群が育成されるよう努めます。
- 新たな地域づくりの担い手を確保・育成するため、地域づくりの専門家を招いた研修会などを関係機関・団体等と連携して開催します。

#### ② 女性・高齢者・若者等の参画促進

住民主体の地域づくりを進めるためには、地域に暮らす子どもから高齢者までが等しく地域運営に関わることができる、住民総参加の仕組みづくりが必要です。

- 広報誌等を活用して、「住民参加の場」への多くの住民の参画を促すとともに、活動への参加を通じて地域づくりへの女性・高齢者・若者等の総世代参画を促進します。
- 特に、地域づくりにおける男女共同参画を推進するため、女性による地域課題の把握や意見の取りまとめを支援するとともに、住民組織等における役員への登用や地域での意識啓発、家族経営協定の締結などを促進します。

#### ③ 外部人材の活用

UJI ターン者等を新たな地域づくりの担い手とするとともに、活動の実践に際して、外部の専門家や支援人材を活用することも重要です。

- UJIターン等を促進し、地域づくりのための多様な人材の確保を推進します。
- 地域づくりの専門家等を登録・派遣し、地域での課題解決につなげるとともに、地域おこし協

力隊など、中山間地域での活動に意欲のある支援人材の導入を促進します。

- 大学生等、地域外の人材を活用した地域支援活動や新たな事業展開等を促進します。

#### ④ 地域づくり活動団体、NPO 法人の育成

多様な活動団体の育成を図り、地域コミュニティ組織とも連携しながら地域づくりを進めることが必要です。

- 子ども会、老人クラブ、女性団体、NPO法人等の自主的な地域づくり活動や、各団体の連携した取組を促進します。
- 福祉や地域づくり等の活動を継続的、組織的に進めるため、NPO法人化を促進するとともに、新たな支援者や活動団体の育成を支援します。

#### ⑤ 情報の受発信や人材のネットワーク化

地域づくりに関する多様な情報収集が可能となる環境の整備や、人的ネットワーク形成への支援等が必要で

- ホームページや研修等での情報交換の機会などを通じ、様々な先発事例や地域づくり情報、活動ノウハウなどの提供や情報の共有化を図ります。
- 研修会の開催等により、活動団体や地域づくりリーダー等への情報の提供、交換等を行うための場づくりや広域的なネットワークづくりを推進します。

### (3) UJI ターンによる定住の促進

第二の人生を農村で暮らす定年帰農者や「田舎暮らし」を志向する若者など、中山間地域へのUJIターン者を新たな地域づくりの担い手として受け入れるための体制を整えることが必要です。

#### ① UJI ターン者のための受入体制の整備

新たな定住者を受け入れるためには、何よりも地域の合意と責任が必要になります。

- UJIターンの促進に向け、地域の活動や就業の場、住宅等の暮らしに関する総合的な相談体制の整備を図ります。
- 新たな定住者の受入れに向けた地域の合意形成や、市町と地域の連携による受入支援を促進します。
- 短期・中期滞在施設の整備や体験ツアーの取組など、新たな定住者をスムーズに受け入れるための取組を促進します。

#### ② 定住情報の一元化と発信

県、市町、地域、団体等が連携し、定住に関する情報の一元化や幅広い世代に向けた効果的な情報発信を行うことが必要です。

- 住宅、生活などの定住情報を一元的に収集し、発信する情報プラットフォーム化を進めます。

- 県・市町・地域が連携して、地域から他出した人に対して、ふるさとへのUターンの働きかけを行うとともに、新しいメディアを活用して、幅広い世代に向けた効果的な情報発信を行います。

### ③ 新たな定住促進のための魅力づくり

新たな定住先として選択されるよう、魅力ある地域を創っていくとともに、幅広い世代の定住が可能となるよう、住み良い生活環境を整える必要があります。

- 中山間地域が幅広い世代の定住先の選択肢となるよう、中山間地域の「暮らし」に関する情報発信を行うとともに、情報通信基盤、交通アクセス、医療などの生活環境の整備を進めます。また、新規就農に関する技術指導をはじめ、就業等の支援を進めます。

## (4) 県民の理解と交流の促進

中山間地域の多面的機能の理解を促進するとともに、都市との交流を通じて地域の活性化を図ることが重要です。

### ① 県民の理解の促進

県民が中山間地域の多面的機能についての理解を深め、その重要性の認識を高めていくことが必要です。

- 研修会、出前講座等の開催や効果的な広報活動を通じて、中山間地域の多面的な機能の重要性等に関する県民の意識啓発を図ります。

### ② 多様な交流の促進

中山間地域の重要性を県民が理解するためにも、地域住民と都市住民との交流を更に促進していくことが必要です。

- 農山漁村での体験交流プログラムの実施や農林漁家民宿での体験活動など、地域の魅力をゆつくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」を観光分野とも連携して推進します。
- 中山間地域の出身者や二地域居住者も含めた多様な都市住民が参加し協働する取組や、都市での課題解決に中山間地域の住民の力を活用する取組など、都市と中山間地域が連携した取組を担う人材の育成や手法づくりを進めます。
- 中山間地域ならではの自給能力・空間的ゆとりを活かした備蓄協力や都市からの避難者受入れなど、都市と中山間地域とのパートナーシップづくりの取組を支援します。
- 県下一斉の「ルーラルフェスタ月間」により、県内各地域の朝市等を広域的にネットワークした「ルーラルフェスタ」の開催をPRし、都市と農山漁村との交流促進につなげます。
- 美しい景観を形成している里山における交流を促進するため、県民活動団体と協働して、里山を守り、楽しむ自主的な活動を推進します。
- 大学生や企業の中山間地域に対する支援活動を通じた交流を促進します。

### ③ 交流情報の一元化と発信

県民が中山間地域の魅力と触れ合えるよう、四季折々の体験交流活動などを効果的かつタイムリーに情報発信することが必要です。

- 県内における様々な体験交流等に関する情報を一元化し、内容に応じて、ホームページ、メールマガジン、ガイドブック等の各種媒体を活用した効果的でタイムリーな情報発信を行います。

## (5) 豊かな地域資源の保全と継承

中山間地域の多面的機能を保全・継承するため、地域の歴史や文化、特性等について学び、活用していくとともに、農地や森林等を適切に管理していくことが重要です。

### ① 地域を誇る教育の実践

学校教育における地域の風土や技能を学ぶ教育を通じて、地域の理解を深めることが重要です。

- 小中学校教員等が地域の資源や歴史、文化等について学ぶ取組を支援します。
- 学校教育において郷土を学ぶ学習活動、高齢者等との交流を行います。また、児童生徒の地域活動への参画を進めます。

### ② 「地域の良さ」の再発見活動の促進

「地域の良さ」を見つめ直し、「誇り」をもった地域とすることが必要です。

- 「地域の夢プラン」づくりに向けたワークショップ等の開催を通じて、美しい景観、伝統文化、人的資源等の地域資源の評価や再発見活動を促進します。また、活動を通じて発掘された、地域の「誇り」となる資源について、その活用や継承等の取組を促進します。

### ③ 地域文化の保存・伝承、文化財等の保全

地域の伝統的な文化や芸能、祭りなどを次世代に保存・伝承することが重要です。

- 「農山漁村女性企業支援センター」に登録している「ルーラルガイド（知事認定者）」による暮らしの知恵や技等の伝承を進めます。
- 地域の伝統的な食文化や特色ある伝統芸能、祭り・行事、生産技能等の生活文化について、調査や再生に向けた取組を支援します。
- 伝統芸能等について、地域における継承者の育成を支援します。
- 歴史的建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財については、緊急性の高いものから計画的に保存を図ります。
- 歴史や文学など、地域の文化資源を活用し、「やまぐち文学回廊構想」などを推進します。

#### ④ 美しい景観の形成と保全

中山間地域の美しい景観の保全に向けて、市町と地域住民が一体となった取組が必要です。

##### a 地域の美しい景観形成や土地利用の推進

- 景観づくりについては、「山口県景観ビジョン」に基づき、県、市町、事業者、県民が適正な役割分担の下に協働して取り組みます。
- 土地利用規制等による良好な景観形成や計画的な土地利用の推進を図ります。

##### b 景観の維持・環境保全に配慮した河川・水路、農業基盤等の整備

- 地域特性や環境に配慮し、周辺と調和した公共事業の実施に努めます。
- 自然の川を参考にした瀬と淵の保全や修復、水際部は間隙のある多孔質な構造など自然豊かな川づくり、魚道の整備、ピオトープの形成など生態系に優しい川づくりを進めます。

#### ⑤ 農地・森林等の適切な管理

人口減少・高齢化が進む中で、新たな方策も取り入れながら、農地、森林等の適切な管理を図ることが必要です。

##### a 農地

- 中山間地域等直接支払制度での集落協定による農地保全等の取組を推進します。  
また、農地保有合理化事業等の活用により、集落営農の法人化を推進し、集落や地域の農地を守る体制づくりを進めます。
- 遊休農地の活用対策として、市民農園制度、特定法人貸付事業等の活用や「山口型放牧」などを積極的に推進します。
- 中山間ふるさと保全対策基金を活用し、地域住民活動の体制づくりや保全活動の基盤づくりの構築に向けた取組を支援します。
- 農地・水保全管理支払交付金事業による農地・農業用施設の保全管理や長寿命化の取組を支援します。

##### b 森林

- 安全で快適な暮らしを守るため、「やまぐち森林づくり県民税」等を活用し、間伐による針広混交林への誘導等、荒廃した森林の再生や竹の繁茂対策などに取り組み、健全で多様な森林づくりを進めます。
- 森林づくり体験活動等を通じて、森林整備の必要性の理解を深めるとともに、ボランティア活動による森林づくりや、竹の利用を促進する取組を進めます。
- 森林GISを活用した情報の管理、共有化を進めるとともに、上下流が一体となった森林の管理や計画的な保安林の指定などによる森林の保全を進めます。
- 森林整備地域活動支援交付金の活用による森林の整備を進めます。

##### c 海岸・漁場

- 「離島漁業再生支援交付金」を活用した漁場保全の取組を進めます。

#### d 新たな保全の仕組みの検討

- 農地、山林の所有者の高齢化、後継者不足に対応し、所有と利用の在り方を含む新たな保全の仕組みについて検討を行います。

### ⑥ 循環型社会の形成や自然と共生する地域づくりの推進

多面的機能を維持するためにも、中山間地域の豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐための取組が必要です。

#### a 循環型の社会づくり

- 「循環型社会形成推進基本計画（第2次計画）」に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 県、市町、関係機関、団体による不法投棄防止合同パトロールを実施します。また、スカイパトロール等を実施し、不法投棄等の監視を行います。

#### b 生物多様性の保全

- 県民との協働の下、希少野生動植物の総合的な保護施策を推進し、生物の多様性が確保された良好な自然環境保全に努めます。
- 野生鳥獣の生息状況の基礎調査など、野生鳥獣の生息の実態把握に努めるとともに、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区の指定を行い、多様な野生鳥獣の生息環境の保全を図ります。

#### c 身近な自然環境の保全

- 自然とのふれあいの促進や自然の大切さを学習する機会を拡充するため、自然解説指導員を配置し、自然環境学習を推進します。
- 自然保護と環境にやさしい観光の両立を目指すエコ・ツーリズムの推進を図ります。
- 森・川・海の一体的な環境保全を推進するため、流域における環境保全活動等を促進します。

#### d 環境学習等の推進

- 子どもたちをはじめ、県民が広く環境について学習できるよう、総合的な支援機能を有する環境学習推進センターにおける取組を促進します。
- 地域の環境保全活動団体の活動を促進するため、環境情報や活動情報の提供を充実します。

## 2 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

中山間地域で人々が安心して暮らしていけるような地域づくりを進めるとともに、日常生活に欠かせない生活交通や買い物、情報通信などの生活環境の整備を進める必要があります。

また、くらしの基盤となる安全を確保するため、消防・救急体制の充実を図るとともに、県民の生命や財産を守る防災施設等の整備に計画的に取り組む必要があります。

さらに、将来にわたって地域の活力を維持していくためには、若い世代の定住が進むよう条件整備を進めるとともに、県民誰もが地域の担い手となって、いきいきと元気に暮らせるよう、生涯現役社会づくりの推進や、様々な分野や地域での地域づくり活動の促進を図っていく必要があります。

### ■ 施策展開の方向

- (1) 住民のくらしの安心を確保するため、防犯体制を強化するとともに、日常的な生活交通や医療・福祉サービス等の確保、情報通信、道路等の整備を推進します。
- (2) 住民のくらしの安全を確保するため、緊急時の体制を強化するとともに、防災施設等の整備を計画的に進めます。
- (3) 若い世代の定住等を促進するため、雇用の場の確保や子育て環境、教育の充実など、住み良い生活環境の整備を進めます。
- (4) 中山間地域における生涯現役社会づくりを推進するとともに、多様な地域づくり活動を促進します。

### ■ 施策目標

項 目	数 値	
	平成24年度 (基準年)	平成28年度 (目標年)
デマンド型乗合タクシー等の導入数	19箇所	27箇所
自治医科大学の義務年限明け医師の県内定着率（全県）	66.7%	全国平均以上 (71.0%) (H29)
へき地医療協力医療機関数	—	5施設 (H29)
高齢者人口1万人当たり居宅サービス事業所数（全県）	27.6箇所 (H23)	35.4箇所 (H26)
複層的な見守りネットワークを整備した市町の数	1市	18市町
消防団員に占める女性割合（全県）	2.8% (H22)	向上させる (H26)
ため池の整備箇所数（全県）	1,485箇所	1,620箇所
治山ダム等の整備地区数（全県）	1,300地区	1,420地区
地域子育て支援拠点設置数（全県）	140箇所	150箇所 (H26)
「我がまちスポーツ」の取組への参加者数（全県）	6.5万人	7.9万人



## ■ 具体的な取組

### (1) 暮らしの安心の確保

高齢者等が中山間地域で安心して住み続けることができるよう、防犯体制の強化や生活交通の確保等を図るとともに、道路や下水道などの生活環境基盤の整備を進める必要があります。

また、高齢化が進行する中で、医療、保健・福祉サービス等が確保される体制づくりを進める必要があります。

#### ① 防犯体制の強化

一人暮らしの高齢者が増加している現状などを踏まえ、地域住民と関係機関等が連携・協働し、防犯体制の強化を図る必要があります。

- 警察、行政、地域住民、関係機関等が協働して、防犯活動に取り組むための体制の強化と防犯ボランティア等への支援活動を促進し、犯罪のないまちづくりを推進します。
- 高齢者等が悪質商法等の被害に遭わないよう啓発活動を実施します。また、被害に遭った際に、関係機関に対して迅速に相談できる体制づくりを促進します。

#### ② 生活交通の確保

高齢者の通院や買い物、児童生徒の通学などに欠かせない日常的生活交通について、路線バスの維持を図るとともに、市町、民間事業者等と連携し、高齢者等の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムづくりを進める必要があります。

- 地域の日常交通手段としての路線バスについて、運行費の助成等による維持・確保を図るとともに、低床バスの導入を図るなどバリアフリー化を進めます。
- 地域においては、利用実態と将来展望を踏まえながら、住民、行政、事業者が連携して地域の実情に即した生活交通の在り方を検討します。
- 地域住民の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムの具体的な導入について、更なる促進を図ります。

#### ③ 買い物の利便性の確保

交通手段を持たない高齢者等の日常生活的な買い物の利便性を確保するため、事業者と連携した移動販売や地域運営店舗の開設など、地域で工夫をこらした取組が必要です。

- 新たな店舗展開（移動販売、共同配送等）や、交流拠点や道の駅等と連携した一体的な商業機能の整備を促進します。また、市町と連携し、地域団体等が主体となった「地域運営店舗」の整備を促進します。

#### ④ 道路の整備

地域住民の日常生活や生産活動の基盤となる生活道路の整備について、市町、県等の連携を図りながら効率的な整備を行う必要があります。

- 利便性や快適性の向上に向け、農道、林道、漁港関連道の整備を促進し、生活道路網の形成を図ります。
- 中心的な地域へのアクセスや公共施設の相互利用など、地域間の交流・連携を進めるため、県道、市町道や関連道路の一体的な整備を推進します。
- 道路の整備に当たっては、1.5車線的な道路整備を進めるなど、事業費の縮減を図りつつ、地域の実情に応じた整備手法を導入します。
- 広域生活圏の主要幹線である国・県道等の重点的整備を進めるとともに、高速道路等へのアクセス改善を図ります。

### ⑤ 離島航路の確保

離島航路は、住民の生活を支える不可欠な交通手段であり、健全な運営に留意しつつ維持を図る必要があります。

- 離島住民の利用はもとより、交流の促進を通じて、航路利用者の拡大を図ります。
- 老朽化した船舶について計画的な整備を促進するとともに、住民の高齢化に対応するため、船内や乗降施設のバリアフリー化に努めます。

### ⑥ 情報通信基盤の整備

都市部との情報格差を解消し、地域の活性化や生活環境の向上、緊急時の通信確保などを図るため、携帯電話不感地域の解消等を進める必要があります。

- 携帯電話不感地域の解消等については、移動通信用鉄塔施設の整備や、やまぐち情報スーパーネットワーク（YSN）を活用したモデル実験等に取り組むとともに、民間事業者に対して、サービスエリア拡大を要請します。

### ⑦ 上水道、污水处理施設等の整備

中山間地域における快適な生活環境を実現するため、上・下水道やごみ処理施設等の生活基盤の計画的な整備が重要です。

- 簡易水道や飲料水供給施設については、地域における計画的な整備の促進を図るとともに、水道広域化の推進により、未普及地域の解消に努めます。
- 污水处理施設については、山口県污水处理施設整備構想に基づき、地域の実情に即した、計画的な下水道、集落排水、浄化槽等の整備を促進します。
- ごみ処理施設については、発生抑制、広域処理を基本とし、ごみ、し尿などの処理や資源化のための廃棄物処理施設の計画的な整備を促進します。

### ⑧ 医療サービスの確保

高齢化が一層進行する中山間地域にあって、医療従事者の確保や医療提供体制の充実は、地域住民の要望も高く、地域で暮らし続ける上で重要な課題です。

#### a 医療従事者の確保対策の強化

- へき地診療所等の医師を確保するため、自治医科大学においてへき地医療を担う医師の養成を図ります。

- 医師修学資金制度により、県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成を図ります。特に、へき地での勤務を要件とする緊急医師確保対策枠により、へき地で勤務する医師を計画的に養成します。
- 山口県医師無料職業紹介事業「ドクターバンクやまぐち」により、へき地の医療機関に勤務する医師の確保に努めます。
- へき地の医療機関において求められるプライマリ・ケアが実践できる、いわゆる「総合医」の養成に努めます。
- へき地で勤務する医師が、医師としてのキャリア形成に不安を抱くことがないよう、キャリア支援に努めます。
- へき地の医療機関において求められるプライマリ・ケアが実践できる能力を養成するとともに、へき地勤務の魅力を多くの研修医に伝えるため、臨床研修制度の中でへき地診療所での研修機会の確保に努めます。
- 山口大学医学部に設置した寄附講座（地域医療推進学講座）が中心となり、「地域医療セミナー」を開催するなど、地域医療マインドを持った医師の養成に努めます。
- 将来、本県のへき地医療を担う医学生同士の連携を深めるため、自治医科大学と山口大学医学部の交流の活性化を図ります。
- へき地医療の現状やへき地医療に携わることの魅力などを医学生や医師を目指す高校生などに理解してもらうため、情報発信に努めます。
- 医療を支える看護職員の確保・定着を図るため、看護学生の県内定着や就業看護職員の離職防止、資質向上対策に取り組みます。

#### **b 医療提供体制の確保**

- へき地診療所の支援等を行う「へき地医療拠点病院」の機能の強化を図り、巡回診療や代診医派遣等のへき地医療支援体制の充実を図ります。
- へき地医療拠点病院の機能を補完する「へき地医療協力医療機関制度」を創設し、へき地医療支援体制の充実を図ります。
- へき地診療所の施設・設備の整備及び運営費に対する財政支援を実施します。
- 医師確保が困難なへき地診療所などに対し、自治医科大学卒業の義務年限内医師を派遣することにより、へき地の医療体制の維持に努めます。
- へき地の医療提供体制を確保するため、義務年限明けの自治医科大学卒業医師の県内定着を促進します。特に自治医科大学卒業医師の研修機能を担う山口県立総合医療センターにおいては、義務年限明けの医師がへき地医療支援に取り組みながら個人の意向に応じたキャリア形成ができるような県内定着の仕組みづくりに取り組みます。

#### **c 診療支援体制の充実**

- へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、へき地医療支援機構の総合調整機能の強化を図ります。
- ドクターヘリの臨時ヘリポート（ランデブーポイント）の増加や、離島における救急時の搬送体制の確立を図るなど、救急医療の充実を図ります。
- 臓器別の専門医がいないへき地診療所においても、専門的な診断が適切に実施できるよう、情報通信技術（IT）を活用してへき地診療所の診療支援を行います。

## ⑨ 保健・福祉サービスの確保

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境をつくるため、医療・福祉関係者等が連携し、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図る必要があります。

また、市町との連携の下、必要なときに、保健・福祉・介護のサービスが受けられる体制づくりを進めます。

### a 保健サービスの確保

- 市町と連携し、保健師や栄養士による健康増進・疾病予防に係る保健指導、また、療養者等への療養指導・栄養指導を実施します。

### b 福祉サービスの確保

- 高齢者、障害者等が地域の中で安心して自立した生活ができるよう、生活関連事業者や医療・福祉関係者等と連携した複層的な見守りネットワークを整備するなど、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図るとともに、生活環境の維持・確保に向けた生活支援サービスの充実、生きがい・健康づくりの促進などの取組を推進します。
- 保健福祉施設については、その計画的な整備や既存施設の改築・改修、施設運営の充実を図るとともに、施設の複合化や各種既存施設の有効利用を図ります。

### c 介護サービスの確保

- 全ての高齢者を対象として認知症や生活習慣病の予防対策を推進するとともに、生活実態や健康状態等から支援を必要とする高齢者に対し、様々なサービスの提供や住環境の整備を行います。
- 市町との連携の下、居宅サービスや施設サービス等の介護サービスの提供体制を整備するとともに、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアの推進を図ります。

## (2) 暮らしの安全の確保

住民の身近な暮らしの安全を確保するため、緊急時の対応を強化するとともに、自主防災組織活動の促進や計画的な防災施設等の整備を進める必要があります。

### ① 消防・救急体制の充実

中山間地域は、人口密度が低く、集落等が点在していることから、火災や救急患者の発生時に迅速な対応ができるような体制整備の充実を図ることが必要です。

- 火災等への迅速な対応や救急業務高度化のための消防・救急体制の整備を促進します。
- 消防団員の減少や高齢化に対応するため、女性の団員加入の促進等により、消防体制の強化を図ります。
- 消防防災ヘリコプターによる迅速な消火、救助・救急搬送を実施します。
- 山岳等における遭難や事故に備え、関係機関の連携を強化します。

## ② 警戒避難体制・防災体制の整備

地域防災力の要となる自主防災組織活動の活性化や防災体制の整備を促進する必要があります。また、ハザードマップ等を活用し、平常時から防災意識の高揚に努めることが重要です。

- 他の模範となる自主防災組織の表彰や自主防災アドバイザーの派遣などを通じて、自主防災組織活動を促進します。
- 山口県総合防災ネットワークシステムについて、大規模災害発生時においても迅速な災害情報の収集・伝達体制を構築するため、通信回線の高速化等計画的にシステムの更新を実施します。

## ③ 農地防災対策の推進

- 急峻な農地等の保全対策を推進します。
- 危険ため池や農業用水路の整備・改修を実施し、災害の未然防止に努めます。
- 農業用施設の点検調査と施設管理者への防災意識の啓発を促進します。

## ④ 治山・砂防対策の推進

- 治山事業については、森林整備保全事業計画に基づく計画的な推進等を図ります。
- 砂防事業においては、土砂災害発生地域、災害時要援護者関連施設、避難所等の緊急性の高い箇所について、優先的に施設整備を推進します。

## ⑤ 河川の整備

- 洪水防止のための河川整備やダム整備の促進を図ります。
- 上流から海岸部までを含めた水系全体と海岸漂砂を合わせた土砂の適切な管理を図ります。

## ⑥ 海岸保全、港湾・漁港の整備

- 海岸高潮対策等の推進と防災情報の迅速な伝達システム化、環境に配慮した海岸整備を図ります。
- 生活関連物資等の円滑な流通等を図るための各港湾や、漁業の基盤である漁港施設の整備を進めます。

## (3) 子育て・教育環境の整備

都市部に比べ、中山間地域では子どもの人数が少ない状況にあり、地域の実情に応じた子育て・教育環境の整備を進める必要があります。

また、若い世代の定住を進めるためにも、教育や子育てをはじめとした生活環境の整備が重要です。

### ① 若い世代の定住条件の整備

地域の貴重な担い手となる若い世代の定住を促進するための生活環境の整備や魅力ある雇用の場づくりが重要です。

- 定住促進のための住宅の確保や子育てへの支援、高速情報通信網の整備などを促進します。

- 地域資源を活かした新事業展開や企業誘致等を促進し、魅力のある雇用の場の創出に努めます。また、幹線道路網の整備等を推進し、中心的地域や都市部への通勤条件の向上を図ります。

## ② 子育て支援体制の整備

就労形態の多様化に伴い、中山間地域においても、地域の実情に配慮した、保育所や児童館等の整備など、子育て支援体制の整備が必要です

- 市町における地域子育て支援拠点の設置を促進します。
- 保育所については、地域の実情に応じて、真に必要と認められる施設の創設又は改築等の整備を計画的に行います。また、就労形態の多様化などに対応して、特定保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの特別保育の一層の充実を図ります。
- 児童館については、児童数の動向や地域住民のニーズ、公民館等社会教育施設の配置状況等を勘案し、地域の実情に応じて、複合的な施設整備や児童館に類似した機能を有する「子育て支援のための拠点施設」の整備等も考慮しながら整備を進めます。
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブの整備を支援するとともに、「生涯現役社会づくり」の活動等と連携し、高齢者や主婦、学生等のボランティアによる伝承的な遊びや伝統芸能、自然体験など、地域の特性を踏まえた体験学習、交流活動を促進します。

## ③ 学校における教育の推進

中山間地域ならではの教育環境や豊かな自然環境を活かす教育活動を進めるとともに、快適な教育環境づくりや通学の利便性を確保することが必要です。

### a 小中学校の教育環境整備

- 自然・文化環境を活かした体験的な学習や、都市等の児童生徒との交流学習を推進します。
- 少人数の良さを活かしたきめ細かな指導の充実を支援します。
- 複数の学校による集合学習や合同部活動等の推進を支援します。また、地域外からの就学希望者に対する情報提供に努めます。
- 県へき地教育振興会との連携を図り、研修・研究活動を通じた小規模校、複式学級における教育水準の向上に努めます。
- 学校施設の整備に当たっては、地域の意向や実情を踏まえ、安全でゆとりと潤いのある施設づくりを進めるとともに、教育内容・方法の多様化や情報化等に対応した施設づくり、さらには、地域の人々とも交流ができるコミュニティの拠点としての施設づくりに努めます。
- 学校統合に当たっては、地域の実情等を踏まえ、校舎等のほか、必要に応じ寄宿舎や教職員住宅、スクールバス等の整備を図るなど、快適な教育環境づくりに努めます。

### **b 高等学校における教育の充実**

- 今後の少子化の進行や生徒のニーズ、地域の状況の変化等を踏まえ、望ましい学校規模の確保を目指して再編整備に取り組む中で、選択幅の広い学習が可能な学校・学科を設置するなど、特色のある学校づくりを推進し、高校教育の一層の充実を図ります。

### **c 教育施設等の多面的な活用**

- 少子化によって生じる余裕教室や統廃合等により遊休化する教育施設等は、地域の実情に応じ、有効活用が図られるよう努めます。

## **(4) いきいきと暮らせる環境づくり**

生涯現役社会づくりの推進に向けて、高齢者等の積極的な社会参加の促進や就業の場の確保を図ることが重要です。

また、活力ある地域づくりに向けて、様々な分野や地域での県民活動を活発化し、県民総参加による地域づくりへと発展していくことが必要です。

### **① 実践的な社会参加、社会貢献活動の促進**

高齢者等が地域社会の担い手として活躍できるような環境を整えていくことが必要です。

- 生涯現役社会づくりについて地域に根ざした調査、研究や支援活動を行う「生涯現役社会づくり学会」と連携し、歴史や文化等の資源を活用した地域づくりなど、高齢者等が行う地域貢献活動を支援します。
- 学習・趣味・スポーツ・ボランティアなど共通の目的を持つ仲間づくりを支援し、多様な活動の場を提供します。

### **② 能力を活かす就業等の促進**

高齢者がいきいきと活躍できるよう、持てる能力を発揮する伝承の場や能力を活かした就業の場の確保が必要です。

- 高齢者が培った技術・技能・知識を若い世代に伝える伝承の場の整備を推進します。また、就労の場の拡大のため、特産品の開発や関連施設の整備等に取り組む地域団体の取組を支援します。
- 県シルバー人材センター連合会への支援を通じ、魅力あるシルバー人材センターづくりを促進します。

### **③ 県民活動の一層の促進**

複雑多様化する地域課題に的確に対応できるよう、県民活動団体と地域の様々な主体との協働等により、県民活動を促進していくことが必要です。

- 地域が抱える課題が複雑多様化する中で、地域の担い手として県民活動団体の役割は増大しており、県民活動団体の自立的活動への支援や、行政、企業等、多様な主体による協働の推進により、県民活動の一層の促進に努めます。

#### ④ 社会教育、文化活動等の促進

社会教育活動の中で、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることが必要です。また、生涯現役で学び続ける機会や活躍の場をつくることが重要です。

- 公民館等において、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることができるよう、事例等の情報提供を行います。
- 図書館等の広域的利用の促進、計画的な整備を図り、図書館情報提供システム等を通じた学習情報提供体制を充実します。
- 高齢者等が幅広く学習に取り組むことができるよう、生涯学習情報提供システムによる情報提供や生涯学習推進センターにおける学習相談等を行い、地域における生涯学習を支援します。
- 生涯学習の場で得た知識等を観光ガイドなどの社会貢献活動に活かせるような体制づくりを進めます。

#### ⑤ スポーツによるまちづくりの推進

地域のスポーツ資源を活かした交流活動に取り組み、特色あるまちづくりを促進することが必要です。

- スポーツを通じた地域交流活動の促進と地域活性化を図るため、「おいでませ!山口国体・山口大会」の地元開催競技等を「我がまちスポーツ」として地域に根付かせ育成しようとする市町の取組や、地域・団体・企業等が市町と連携して行うスポーツによるまちづくりの取組を支援します。
- スポーツと観光が連携した特色ある地域づくりを進めるため、国体開催施設を活用した全国大会やスポーツ合宿等の誘致と地域の多彩な観光資源を結び付けたスポーツ・ツーリズムを促進します。



### 3 暮らしを支える多様な産業の振興

地域産業の振興は、地域の活力源であり、地域住民の暮らしを支える上で、重要な課題です。また、本格的な余暇活用時代を迎え、地域にいかにか人を呼び込むかが地域活性化の鍵となっています。

こうした中で、心の豊かさを求める社会的なニーズの高まりを踏まえ、本県中山間地域の都市近接という地域特性や豊かな資源を活かしながら、都市との交流を一層拡大し、交流産業として育成していくことが必要です。

また、地域間競争の激化が予想される中で、中山間地域の主要な産業である農林水産業の振興を図るため、持続可能な担い手の確保・育成に努めるとともに、生産拡大・需要拡大に向けた総合的な対策を進めることが必要です。

さらに、中山間地域の多様な地域資源を活用して、農商工に係る関係機関や団体等の連携による新産業の創出、6次産業化の展開を促進する必要があります。

#### ■ 施策展開の方向

- (1) 中山間地域ならではの「資源」や「特性」等を活かし、地域の魅力を高めながら、観光・交流産業の振興を進めます。
- (2) 中山間地域の基幹産業である農林水産業は、県民への食料の供給などの重要な役割を果たしており、持続可能な担い手の確保・育成や、6次産業としての育成を図るなど、一層の振興に努めます。
- (3) 地域の技術や資源を活用し、地場産業等の振興を図るとともに、農商工などの地域産業の連携による新事業の創出や経営体質の強化に向けた取組を促進します。

#### ■ 施策目標

項 目	数 値	
	平成24年度 (基準年)	平成28年度 (目標年)
農山漁村交流体験人口【再掲】	358万人	400万人
体験型教育旅行の受入地域数	7 地域	11地域
農林漁家民宿数	15軒	30軒
やまぐちブランド数(全県)	—	100商品
集落営農法人数(全県)	183法人	300法人
新規農林漁業就業者数(年、全県)	195人	220人
森林バイオマス利用量(全県)	25千t	41千t
鳥獣による農林業被害額(全県)	5.9億円	3.0億円以下
地域資源を活用した創業・事業展開件数	181件	220件
女性起業のグループ数(全県)	223グループ	240グループ
農商工等連携促進法による認定件数(全県)	6 件	10件
6次産業化ネットワーク構築件数	—	10件

## ■ 具体的な取組

### (1) 観光・交流産業の振興

我が国全体の人口が減少する中、地域の活性化を図るためには、観光交流人口の拡大が必要です。このため、中山間地域ならではの資源や「食」を活かした着地型観光や「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進し、観光・交流産業の振興を図ることが必要です。

#### ① 観光交流の促進

中山間地域が有する自然環境や歴史文化、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

- 新たな観光資源の創出や発掘による魅力ある観光地づくりを促進するとともに、地域相互の連携や商工業・農林水産業など他産業との連携を進めます。
- 観光ニーズの多様化に対応し、参加体験型旅行の積極的な取組や、新しいニーズに対応した、その土地ならではの体験・交流メニューの開発や観光資源の創出、観光ルートの形成などを図ります。また、インターネットや道の駅等を活用した効果的な情報発信を行います。
- 観光ボランティアなどの育成に努めるとともに、地域住民総ぐるみでホスピタリティの向上を図ります。

#### ② 「やまぐちスロー・ツーリズム」の推進

都市と農山漁村との交流を一層拡大し、中山間地域の活性化を図るため、体験型教育旅行の受入地域を拡大するとともに、農林漁家民宿の開業促進や体験プログラムの充実などにより、地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」を一層推進する必要があります。

- 持続可能な交流産業の育成を図るため、新たなプログラム開発等による地域の魅力づくりや、各種ツーリズムを担う人材の育成、地域交流マネジメント機能を強化した受入体制の整備、一元的な情報発信など、総合的な施策展開を図り、「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進します。
- 交流人口を拡大するため、「やまぐちスロー・ツーリズム総合推進センター」において、ホームページや情報誌等を通じ、各種ツーリズム情報の一元的な発信を行います。
- スロー・ツーリズムを交流産業へと発展させるため、各地域の取組を県域に波及させていくとともに、新たな誘客ターゲットを開拓するなど総合的な誘客施策を実施します。また、農林漁家民宿の開業を促進するなど、農山漁村交流体験人口の更なる拡大に向けた取組を推進します。

## (2) 農林水産業の振興

農林水産業は、県民への食料供給だけでなく、多面的機能の維持に重要な役割を果たしており、持続可能な担い手の確保・育成や経営体質の強化を図る必要があります。

### ① 中山間地域の特性を活かした農業の振興

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、持続可能な農業生産の仕組みづくりを進めるとともに、各地域の特性や特色等を活かした農業の振興が必要です。

#### a 持続可能な農業生産の仕組みづくり

- 中山間地域等直接支払制度による集落活動を促進し、集落営農法人の育成など持続可能な農業生産活動の仕組みづくりを進めます。
- 集落営農法人の規模拡大や施設園芸の導入、農産加工分野への進出や生産物の直売、消費者との提携、他分野への事業進出など経営の多角化を促進し、6次産業としての育成を図ります。  
また、担い手の減少に対応し、集落営農の法人化や中心経営体への農地の集積を推進します。
- 意欲ある女性グループを育成し、集落営農法人等の生産組織と連携した起業化を支援します。

#### b 農業への幅広い新規参入の促進

- 中山間地域の農業を継続・発展させていくため、集落営農法人への就業促進対策を進めます。
- 県地域農業戦略推進協議会を中心に、関係団体や地域農業再生協議会が連携し、農業法人等への就業者の確保、団塊の世代の定年帰農者等、新たに農業経営を開始する者への支援を行います。
- 建設業や食品産業など他産業からの農業参入を支援します。

#### c 地域の特性を活かした農林水産物づくりと需要拡大

- 味や品質に優れ、全国に誇れる県産農林水産物及び加工品を「やまぐちブランド」として育成し、その拡大に努めます。
- 身近な県産農林水産物を県内で消費する地産・地消の取組を進め、生産者、流通・加工関係者、消費者の協働による流通販売対策を推進し、県産農林水産物の需要拡大を図ります。
- 集落営農法人を中心に、低コスト、省力化による効率的な生産体制を整備し、卸売業者や加工業者等の需要と結びついた米・大豆・麦の産地づくりを進めます。
- 各地域の土地条件や気象条件に応じて、トマト、ほうれんそう、たまねぎ、キャベツなどの需要のある品目、ゆめほっぺ、ゆりなどの特色ある品目の生産拡大を推進します。
- 化学農薬・化学肥料を削減した栽培によるエコやまぐち農産物の取組を推進するなど「循環型農業」の普及を図ります。
- 肉用牛生産拠点団地の整備や「山口型放牧」の拡大等による増頭を推進するとともに、循環型農業の推進や耕畜連携による飼料作物の生産、遊休農地の利用等によるやまぐち和牛の里づくりを進めます。また、土地基盤に立脚した酪農経営の規模拡大を推進し、ゆとりある生産性の高い経営を進めます。

**d 農村のエネルギー資源の活用促進**

- 農村における地域資源の有効活用を図るため、小水力発電の導入の可能性について、調査・検討を実施し、小水力発電の整備促進を図ります。

**② 持続可能な林業の振興**

持続可能な林業経営の推進や森林バイオマスエネルギーの活用促進などの取組が必要です。

**a 意欲ある担い手の確保・育成と持続可能な林業経営の推進**

- (一財)やまぐち森林担い手財団を中心に、関係団体と連携しながら、新規就業希望者に対する就業相談や資金の貸付け、技術研修の実施などにより、若い担い手の確保・育成を図ります。また、林業への参入を検討する他産業の事業体を支援します。
- 意欲ある林業家や林業事業体等の育成を通じ、持続可能な森林の整備を進めます。
- 意欲ある女性グループを育成し、森林資源を活用した起業化を支援します。
- 生産性の高い低コスト搬出間伐の集中的な取組により、林業経営基盤の強化を図ります。
- 自己管理が困難な零細規模の所有者や不在村所有者等からの長期にわたる施業の受託等を進め、計画的で効率的な経営を行うための取組を進めるとともに、森林所有者に対する研修や林業研究グループの育成強化等を行い、森林管理意欲の喚起や技術の向上を図ります。

**b 県産木材の利用促進**

- 県産木材の地産・地消を推進するため、優良な県産木材を使用した住宅の建設を促進し、木製品の販路の大半を占める住宅建材における利用と県産木材の品質向上を図ります。
- 学校をはじめとした公共施設の建築に当たっては、県産木材を活用し、環境や人に配慮した施設づくりを推進します。

**c 森林バイオマスエネルギーの活用促進**

- 森林バイオマスを低コストで安定的に供給する体制の確立や、木質バイオマスの発電利用の拡大、木質ペレット・ボイラー等での熱利用を進め、森林バイオマスによる「エネルギー地産・地消」を推進します。

**③ 総合的な鳥獣被害防止対策の推進**

深刻な状況にある鳥獣被害の防止に向けて、地域住民や関係機関との連携の下、捕獲と防護の両面からの総合的な対応が必要です。

- 広域一斉捕獲の実施や鳥獣侵入防止柵の整備など、捕獲と防護の両面から鳥獣被害対策を総合的に推進します。
- 中山間地域等直接支払制度を活用し、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策を進めます。
- 特定鳥獣保護管理計画（シカ等）に基づき、適切な保護管理を推進します。
- 生態行動把握等と防除技術の確立など鳥獣被害の防止に関する試験研究を強化します。

#### ④ 農林業の生産基盤の整備

効率的な生産活動や担い手の育成のための各種基盤整備を計画的に進めます。

- 担い手への農地集積を進めるほ場整備や水田高機能化を推進します。
- 中山間地域総合整備事業による地域の実情に配慮した農地等の整備を行います。
- 効率的な農産物等の輸送を図る農道整備を進めます。
- 酪農、肉用牛の生産拠点団地を整備するとともに、草地や飼料畑の造成を進めます。
- 林道、作業道の整備と機械化による低コスト化の推進を図ります。

#### ⑤ 水産業の中核経営体の確保・育成と生産拡大

水産資源の回復と持続的な利用の推進を図りながら、次代を担う就業者を確保・育成することが必要です。

##### a 次代を担う就業者の確保・育成と漁業経営の安定

- 複数漁業種類の研修制度の導入や地域で後継者を育てる体制づくりの推進など研修制度の充実により、定着率の向上及び若い就業者の確保・育成を推進します。
- 意欲ある漁業者グループによる新たな取組への支援や経営面・技術面からのフォローアップ体制の充実を図り、各地への展開を促進します。
- 意欲ある女性グループを育成し、水産加工や販売分野における起業化を支援します。

##### b 水産資源の管理・回復と持続的利用の推進

- 日本海のとらふぐ、あまだい類、瀬戸内海のおさりなど、特に資源の減少が著しい魚種については、資源管理計画により、対象資源の早急な回復を図ります。
- 錦川、阿武川など本県の中山間地域を主流域とする河川における内水面漁業・養殖業の振興を図るため、河川への定着性の強い県産あゆ種苗の生産を進めます。  
また、あゆの冷水病や外来魚・カワウの食害対策を推進します。

##### c 安全で豊かな水産物の安定供給

- 「やまぐちの瀬つきあじ」や「やまぐちの甘だい」などの県産ブランド魚や水産加工品「山口海物語」について、県内外で販路拡大対策を推進します。

##### d 漁村地域の活性化の推進

- 離島漁業集落が計画的に共同して行う漁業生産力の向上と創意工夫を生かした取組を促進し、離島漁業の再生と漁村の活性化を図ります。  
また、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮のための環境保全などの取組を促進し、漁村地域の活性化を図ります。

##### e 水産業の基盤整備

- 沿岸域の漁場と漁港の一体的・総合的な整備や沖合漁場整備開発を推進します。
- 流通拠点漁港の整備を進めるとともに、鮮度保持や一次加工等多様な流通形態への対応を進めます。

### (3) 商工業の振興

買い物の利便性の向上に資する新たなサービスの普及や魅力ある店舗の創業等を支援するとともに、雇用の場を確保するための地場産業等の振興を図る必要があります。

#### ① 商業の振興

- 民間事業者による移動販売、共同配送等の新たな取組や新しいサービスの普及、情報提供等に努めます。
- 商店街等における魅力ある店舗の創業など、活性化に向けた取組を支援します。

#### ② 地場産業の振興、企業の誘致

- 地場産業振興センターと連携しながら、地域の技術や資源を活用した新たな地場企業の育成や地場産業の活性化を推進します。
- 優良企業の誘致について、市町等との連携の下に積極的に推進します。
- 建設業の経営基盤や技術力の強化、新分野への進出などを支援します。

### (4) 地域産業連携による新産業の創出

中山間地域の資源や伝統・技術などを有効に活用し、新商品開発や新事業展開の取組を促進するなど、雇用の場の創出や所得の確保を図ることが必要です。また、農林水産業や食品産業などの地域内の産業が密接に連携した取組を進めることが重要です。

#### ① 新事業展開の支援

本県の地域資源や伝統、ものづくり技術等を活用した新たな事業展開を事業者・支援機関が連携して取り組み、定着させる体制づくりが必要です。

- 中山間地域の経済活力を高めるため、地域産業の振興とともに、農商工連携や地域資源を活用した新商品開発等の新たな事業展開への取組を促進します。
- (公財)やまぐち産業振興財団を中核とした体制の下で、地域資源を活用した新商品の研究開発から事業化、販路開拓までの各段階に応じて、金融・経営両面から総合的な支援を行います。

#### ② 農林水産業と食品産業の連携強化

農林水産業と食品産業の連携を強化し、地域資源を活用した付加価値の高い商品開発等を進め、地域経済の活性化につなげることが必要です。

- 農林水産物を原料とした付加価値の高い商品開発や、農林水産業と商工業との連携による新たな商品等の共同開発の促進など、「食品産業クラスター」に向けた検討に努めます。
- (地独)山口県産業技術センター、県農林総合技術センターにおける技術支援を実施するとともに、売れるものづくりの観点から、(公財)やまぐち産業振興財団や山口県商工会連合会とも連携して、商品開発段階からの市場調査、パッケージ等のデザイン指導、販路開拓、経営指導等の一貫した支援に取り組みます。
- 「山口県食品産業協議会」において県内産原材料の有効利用、需要開拓等に取り組みます。

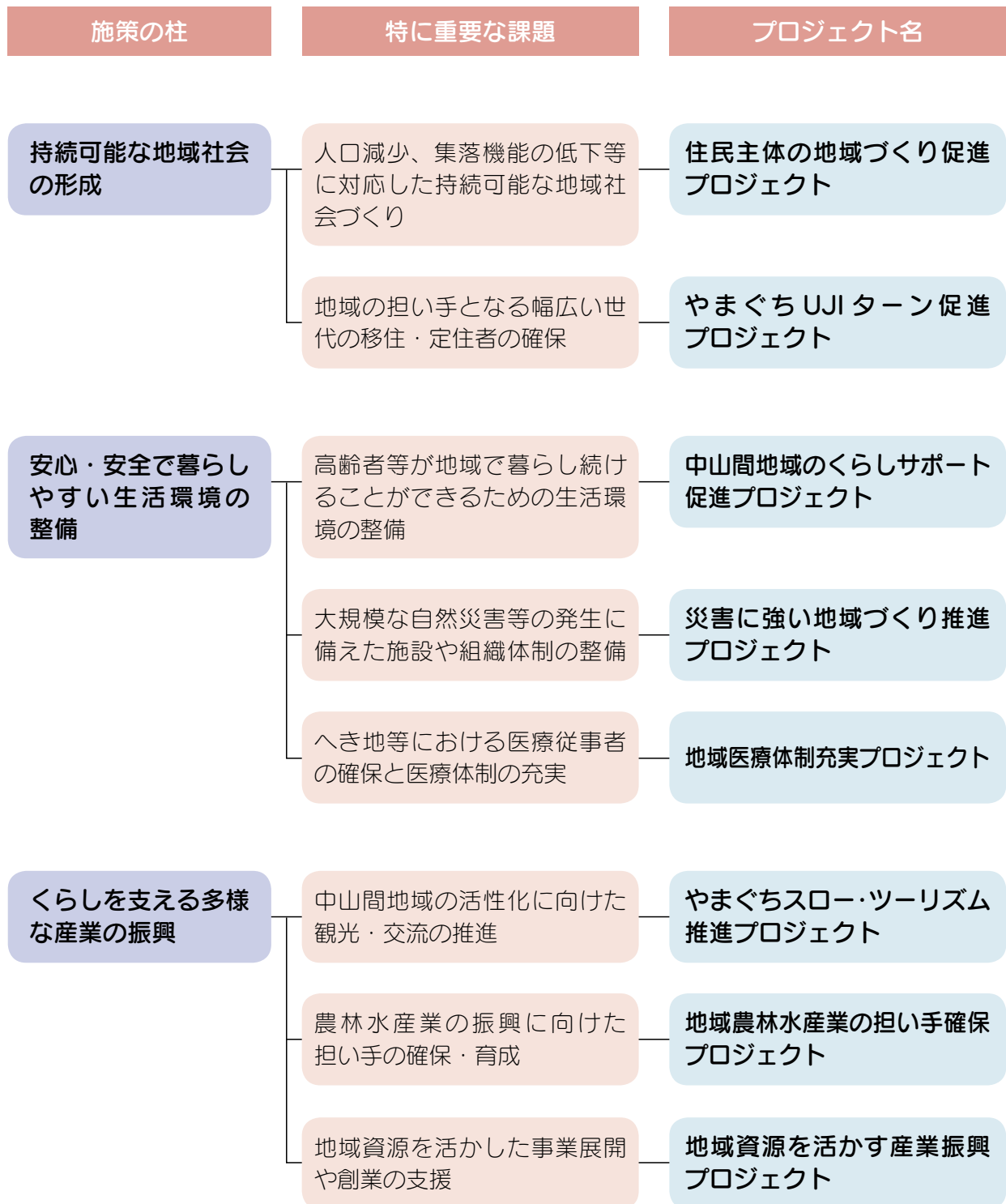
### ③ 地域産業連携による経営体質の強化

産学公の関係機関が連携し、地域の資源を活かした、新たな商品開発や販路開拓などを進めるとともに、農山漁村女性企業を育成し、地域産業の活性化を図ることが必要です。

- 中山間地域の伝統的工芸品の普及を図るため、PRや市場開拓、販売促進に努め、地域中小企業の振興と伝統的技術や技能の継承に努めます。
- 地域の女性グループなどによる特産品の開発を支援します。
- 県内食品産業の活性化と県産農林水産物の需要拡大を図るため、産学公が連携して県産農林水産物等を原材料とした新たな商品開発を進めます。
- 商工会議所等による各種創業関連セミナーにおいて、創業に関するノウハウや知識を提供するとともに、起業化支援アドバイザー等による専門的な相談や（公財）やまぐち産業振興財団を中核とする体制による総合的な支援を行います。
- やまぐち農山漁村女性起業ネットワークを活かした販売拡大と「やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド（やまみちゃん）」のブランド力強化を図り、農山漁村女性起業の経営発展を支援します。
- 農山漁村女性起業の経営力向上と、法人化を視野に入れた経営発展を目指し、持続可能な中核経営体として、農山漁村女性企業の育成を図ります。

## 第5章 重点的な施策の推進

中山間地域づくりを進める上で、特に緊急かつ重要な課題に対し、取り組むべき対策を「重点プロジェクト」として、次のとおり掲げ、集中的に取り組んでいきます。





## 1 住民主体の地域づくり促進プロジェクト

集落機能の低下や市町村合併に伴う行政範囲の広域化に対応するため、小学校区や大字等の広域的な範囲で支え合う、新たな地域コミュニティ組織づくりを促進します。

また、地域課題の解決に向けた住民主体の実践活動が促進されるよう、現地調整機能を強化するとともに、地域づくりリーダーの育成や、地域の拠点づくりを支援します。

### 取組の概要

#### 【新たな地域コミュニティ組織づくりの促進】

集落機能の低下等を広域的な範囲で支え合う新たな地域コミュニティ組織づくりや地域の目標、行動計画等を定める「地域の夢プラン」の作成・実現に向けた住民主体の取組を促進するため、アドバイザーの派遣や県職員による地域活動の支援、大学生等による地域課題の解決に向けた活動の支援を行います。

#### 【地域づくりを担うリーダーの確保・育成】

住民主体の地域づくり活動を進める上で、中心となる地域づくりリーダーを確保・育成するため、中山間地域リーダー養成講座を開催するとともに、女性・高齢者・若者等の持てる力を発揮する場づくりを支援します。

#### 【地域の拠点づくりの促進】

様々な課題を抱える中山間地域において、自主的・主体的な地域づくり活動を促進するため、市町が実施する、集落を維持するための複合的な機能を有する拠点施設等の整備や、地域づくり団体等による、「地域の夢プラン」を実現するための施設整備等を支援します。

また、遊休施設の活用事例を情報提供することにより、既存施設の利活用を促進します。

#### 【現地調整機能の強化】

中山間地域が抱える様々な課題に対して、現地において、継続的に助言等を行う民間の活動家等をコーディネーターとして地域に派遣するとともに、県職員を「地域づくり支援員」として位置づけ、地域における実践活動や各種支援制度の活用をサポートするなど、現地調整機能の強化を図ります。



## 2 やまぐちUJIターン促進プロジェクト

中山間地域の豊かな自然環境の中での生活を希望する現役世代の増加や都市住民の「ふるさと回帰」志向等に対応し、地域の新たな担い手へとつなげていくため、市町等と連携し、中山間地域への移住・定住に向けた受入体制の整備を推進します。

### 取組の概要

#### 【相談対応のワンストップ化】

UJIターンの促進に向け、活動や就業の場、住居等に関する総合的な相談体制の整備を図るとともに、都市住民等への移住の働きかけを推進します。

#### 【市町等と連携した定住情報の一元的な発信】

市町や地域における主体的な取組と連携し、一元的な情報発信に努めるとともに、各種支援制度等の積極的な活用を促進します。

#### 【就業支援等と連携した産業人材の受入体制の整備】

中山間地域における雇用の受け皿として期待される農林水産業への就業を促進し、新たな担い手を確保するため、相談体制の整備や研修・就業支援体制を強化します。

#### 【現役世代の就職の支援】

やまぐち定住支援センター、東京事務所、大阪事務所にUターンアドバイザーを設置し、県外の大学等へ進学した県出身の学生などUJIターン希望者に対し、県内企業との出会いの場を提供するなど、相談から職業紹介までの一連の支援をワンストップで提供します。

#### 【地元コミュニティの受入体制の充実】

地元コミュニティが地域の特色を踏まえて移住希望者への案内を行う取組について、必要となる人材研修や手法の共有を支援します。



### 3 中山間地域のくらしサポート促進プロジェクト

高齢者や子育て世代等が中山間地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活交通や買い物などの生活サービスの確保に向けた市町や地域の取組を支援するとともに、携帯電話不感地域の解消や、高齢者を地域で支える体制の充実、子育て環境の整備充実に取り組みます。また、これらの施策が地域現場において、分野を横断した総合的な取組となるよう推進します。

#### 取組の概要

##### 【生活サービスの確保】

###### ◇バス路線等の維持・確保

住民生活を支える機関、施設を利用するためのバス路線や離島と本土を結ぶ離島航路など、地域住民にとって主要な交通手段である生活交通の維持を支援します。



###### ◇身近な生活交通システムの導入促進

生活交通の在り方を総合的に検討し、地域の実情に応じた予約制や混乗型等の新しい交通システムの導入が促進されるよう、地域による生活交通の確保に向けた取組を積極的に支援するとともに、その導入を加速化するため、生活交通車両の確保等、日常生活を支える機能整備への支援の充実を図ります。

###### ◇買い物対策・商業機能の確保

宅配サービスの実施や移動販売車の導入など、買物支援につながるビジネスに意欲を示す商店街等に対して支援を行います。

また、地域団体等が主体となった「地域運営店舗」の設置など、市町・地域による工夫を凝らした買い物弱者対策への支援や先進的な事例に関する情報提供を行います。

###### ◇携帯電話不感地域の解消

日常生活に欠かせない通信基盤となっている携帯電話がどの地域でも利用可能となるよう、市町と連携しながら、携帯電話事業者へのサービスエリア拡大要請など、不感地域の解消に向けた取組を促進します。

##### 【高齢者福祉体制の充実】

###### ◇地域包括ケアの推進・介護サービスの充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアの推進や介護サービスの提供体制の充実を図ります。

###### ◇地域での見守り・支え合い体制の充実

一人暮らしの高齢者等が地域で安心して暮らし続けられるよう、生活関連事業者や医療・福祉関係者等が連携し、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図ります。

##### 【子育て環境の整備】

地域の実態に応じて設置された、保育所、小規模保育所、へき地保育所の運営支援や、地域子育て支援拠点の設置促進、延長保育等の特別保育の充実等を通じて、子育て環境の整備を促進します。

## 4 災害に強い地域づくり推進プロジェクト

自然災害から地域住民のくらしを守り、安全で安心した生活を送ることができるよう、農山漁村における防災関連施設の整備の推進や救助・救急対策の充実に努めるとともに、災害ボランティアの育成、自主防災組織活動の促進を図ります。

### 取組の概要

#### 【安心・安全な農山漁村づくりの推進】

危険ため池の解消や治山・砂防対策、高潮・津波対策などの防災関連施設の整備を重点的に行い、安心・安全な農山漁村づくりを進めます。

#### 【救助・救急対策の充実】

本県で大規模災害が発生した場合に備え、救助・救急関係機関の連携強化を図るとともに、広域的な医療連携体制の推進を図ります。

また、救急医療情報等の収集・提供により、救急医療体制の充実に努めます。

#### 【災害ボランティアの育成】

大規模災害時における防災対策の強化を図るため、災害ボランティア活動の支援体制の充実整備を図ります。

#### 【自主防災組織活動の促進】

地域の自主防災組織等に出向いて助言・指導を行う「自主防災アドバイザー」を養成し、自主防災アドバイザーの派遣及び自主防災組織の中核を担う方々への講習会等を通じて、自主防災組織の活動を支援・促進します。



## 5 地域医療体制充実プロジェクト

開業医の高齢化、都市部への医師の集中等による、へき地の医師不足等に対応するため、へき地医療を担う医師・看護師の確保や、へき地医療機関への医師派遣機能の充実など、都市部の拠点病院等とも連携して、中山間地域における医療提供体制の充実を図ります。

### 取組の概要

#### 【医療従事者の確保対策の強化】

離島や中山間地域における医師不足を解消するため、へき地医療を支える医師の養成や確保に向けた対策を強化するとともに、医療を支える看護職員の確保・定着に向けた取組を進めます。

#### 【医療提供体制の確保】

へき地診療所の支援等を行う「へき地医療拠点病院」の機能を強化し、巡回診療や代診医派遣等へき地医療支援対策の充実を図るとともに、拠点病院の機能を補完する「へき地医療協力医療機関制度」の創設等により、へき地医療支援体制の充実を図ります。

#### 【診療支援体制の充実】

へき地医療拠点病院に対する医師派遣要請や地域医療の分析等を行う「へき地医療支援機構」の強化を図るとともに、離島等におけるドクターヘリの円滑な運航や情報通信技術を活用したへき地診療所の診療支援を行います。



## 6 やまぐちスロー・ツーリズム推進プロジェクト

中山間地域と都市とが近接している山口県の特徴を活かし、観光産業の振興や農山漁村と都市との日常的な交流の活発化を通じて、中山間地域に対する理解の促進と地域の活性化を図るため、地域資源を活かした着地型旅行や地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」の取組を総合的に推進します。

### 取組の概要

#### 【地域資源を活かした着地型観光の推進】

県内の歴史や自然の豊かさについての認知度の向上を図るとともに、地域の資源や「食」などを活かした着地型観光を推進します。

#### 【やまぐちスロー・ツーリズムの推進】

地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進するため、アドバイザーの派遣や現地研修会の開催等により、体験型教育旅行を活用した受入体制づくりを進めるとともに、農山漁村ならではの地域資源を活用する農林漁家民宿等の開業支援を行います。

#### 【交流産業の創出に向けた取組】

都市住民等のニーズが高く、取組が拡大しつつあるスロー・ツーリズムの取組を交流産業へと発展させるため、体験交流に関する地域主体の取組を全体的に波及させるとともに、観光分野と連携した総合的な誘客対策を実施し、農山漁村交流体験人口の更なる拡大に努めます。

#### 【都市部への戦略的な情報発信】

市町や受入組織、関係団体等の連携による交流事業を展開するため、多様な主体とのネットワークづくりに取り組むとともに、体験交流ガイドブックの作成や専用ホームページの運用により、都市部への効果的な情報発信、働きかけを推進します。



## 7 地域農林水産業の担い手確保プロジェクト

地域農林水産業における担い手の高齢化や後継者不足等の厳しい状況に対応するため、持続可能な経営体の育成や新規就業者の確保・育成などに取り組むほか、農業と林業など分野を横断した複合的な人材の育成を進めます。

また、農山漁村の女性による起業が、持続可能な中核経営体となるよう、農山漁村女性企業の育成を図ります。

さらに、生産意欲の低減につながる野生鳥獣による被害を防止するための対策を強化します。

### 取組の概要

#### 【農業の担い手の確保・育成】

集落営農法人を中心とした持続可能な経営体を育成し、経営体質の強化を図ります。

#### 【林業の担い手の確保・育成】

小規模・零細な林業事業体の経営基盤を強化するとともに、中核的林業者など担い手を育成し、適正な森林整備を進めます。

#### 【水産業の担い手の確保・育成】

収益性の高い漁業経営への転換を促進するため、関係団体と連携し、共同経営化・法人化を推進することにより、持続可能な経営体を育成します。

#### 【農林水産業への就業や幅広い新規参入の支援】

中間地域での雇用の受け皿として期待される農林水産業への就業を促進し、新たな担い手を確保するため、相談体制の整備や研修・就業への支援を強化します。

#### 【農山漁村女性企業の育成】

農山漁村女性起業の経営力向上と、法人化を視野に入れた経営発展を目指し、持続可能な中核経営体として農山漁村女性企業の育成を図ります。

#### 【有害鳥獣対策の推進】

野生鳥獣による農林業等への被害を防止するため、緊急的な捕獲の強化や捕獲の担い手の確保・育成を進めるとともに、地域ぐるみで取り組む被害防止活動の普及・定着を図ります。



## 8 地域資源を活かす産業振興プロジェクト

地域所得の向上と雇用の場を確保するため、中山間地域の豊かな地域資源を活用した新商品開発やブランド化、さらには販路開拓など、生産から流通・販売に至る一貫した支援体制を強化することにより、中山間地域における産業振興を図ります。

また、農山漁村のエネルギー資源の活用促進に向けた取組を近隣の都市住民とも連携して進めます。

### 取組の概要

#### 【地域資源を活かした事業活動の促進】

自立的で持続性のある地域産業を育成するため、本県の地域資源を情報収集し、広く周知するとともに、助成金や制度融資等による資金支援等を通じ、関係支援機関の一層の連携も図りながら、地域資源を活かした新商品や新サービスの開発、県内外への販路開拓などに取り組み企業や団体を支援します。

#### 【売れる農林水産物・加工品づくりの推進】

消費者ニーズに的確に対応した地域の特色ある県産品づくりを推進します。

また、農林水産業と商工業との連携（農商工連携）による商品開発を進めるとともに、農林漁業者等の経営の多角化による生産から流通・販売までの一貫した産業化（6次産業化）を推進していきます。

#### 【農山漁村女性企業の育成（再掲）】

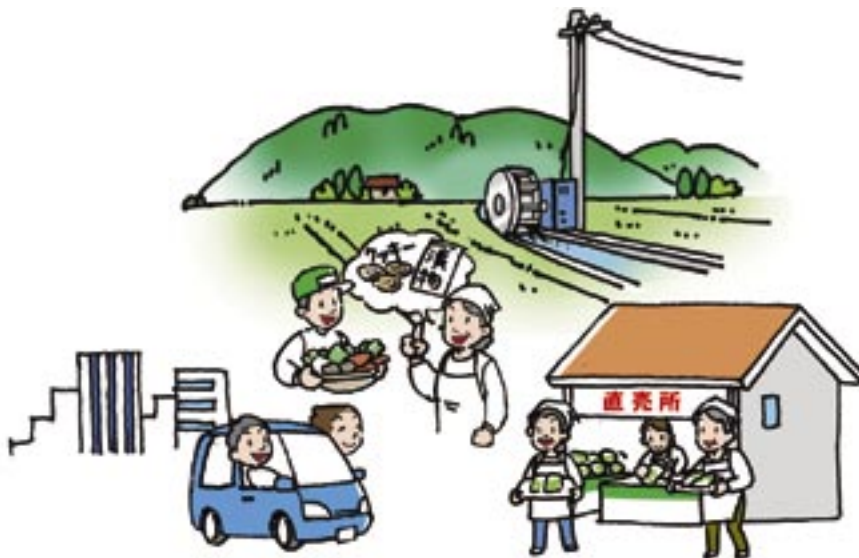
農山漁村女性起業の経営力向上と、法人化を視野に入れた経営発展を目指し、持続可能な中核経営体として農山漁村女性企業の育成を図ります。

#### 【農山漁村のエネルギー資源の活用促進】

森林バイオマスエネルギーの更なる利用促進を図るため、エネルギー利活用施設等の整備や近隣都市住民との連携を支援します。

また、農業用水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた調査・検討を実施し、小水力発電の整備促進を図ります。

さらに、市町や公共的団体等に対する小水力発電導入の技術支援を実施し、その普及に努めます。





## 第6章 役割分担と推進体制

### 1 県、市町、住民等の連携、協働

人口減少・高齢化が進行する中で、活力ある地域社会を構築するためには、地域住民の皆さんが主体的に地域づくりに参加し、課題解決に取り組むことが重要です。

また、地域住民や自治組織、社会福祉協議会などの関係団体、さらには市町、県、県民等が連携・協働し、一体となって、中山間地域づくりを進めることが重要です。

#### 【県の役割】

- 県は、ビジョンに基づき、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを通じて、地域や市町の意欲ある取組を積極的に支援し、地域づくりのモデルとなるような地域や活動を一つでも多く創り出すことで、県内における地域づくりの新たな動きや活動の活発化を促進します。
- また、地域づくりアドバイザー等の派遣や専門職員による現地での指導・助言など、専門的な分野において積極的な支援を行うとともに、アドバイザー等と連携し、地域における計画づくりや課題解決に向けた実践活動等に参画し、地域づくりにおけるコーディネーターとしての役割も果たしていきます。
- さらに、中山間地域に共通する問題に関する調査研究等を進め、本県中山間地域の構造的な課題解決を目指すとともに、個別の市町では対応が困難な課題や広域的・専門的な課題等に対して、積極的な役割を担っていきます。

#### 【市町の役割】

- 市町は、住民に最も身近な行政主体として、地域の抱える様々な課題に対して、地域と協働し、主体的に地域づくりを進めていかなければなりません。
- このため、市町における中山間地域の振興方向を定めた「中山間地域づくり指針」等に基づき、その実現に努めるとともに、多岐にわたる地域課題に対応する一元的な相談窓口の設置や庁内連携体制の強化など、支援体制の整備を行う必要があります。
- また、地域づくりの推進主体として、地域の実態やニーズの把握に努めるとともに、住民主体の地域づくり活動等に参画し、地域課題の解決に向けた積極的な支援を行うことが必要です。
- さらに、関係団体や民間事業者、周辺市町、県等との連携・協働を図りながら、地域活性化策を主体的に実施することを期待します。

#### 【地域住民の役割】

- 地域づくりは、地域住民自らが、将来展望を明確にして、その実現に向けて、主体的に取り組んでいくことが必要です。
- このため、地域住民誰もが参加できる話し合いの場づくりを通じ、地域の課題を明らかにし、地域住民の合意の下に、地域が進むべき方向やあるべき姿を描いた地域の将来像を「地域の夢プラン」としてまとめていくことが必要です。

- また、「地域の夢プラン」を実現していくため、地域住民が一体となって、具体的な取組方策を検討し、着実に取組を進めるための体制づくりを行うとともに、行政との連携・協働による地域づくりへと発展させる必要があります。

#### 【都市住民・企業等の役割】

- 都市住民の生活や企業等の活動は、中山間地域の持つ多面的な機能によって支えられており、中山間地域の振興は、都市住民等にとっても重要な課題です。
- このため、都市住民や企業等も自分たちの「暮らし」や「事業活動」の関わりの中で、中山間地域に対する理解を深めるとともに、中山間地域の資源保全や地域活動等の取組に対して、積極的に参加する意識と実践が必要です。

## 2 県における推進体制

このビジョンに基づき、中山間地域の振興を図るため、関係部局が密接に連携し、総合的・体系的な中山間地域対策を推進していきます。

#### 【山口県中山間地域対策推進本部】

- 中山間地域対策を県政の重要な課題と位置づけ、部局長で構成する「山口県中山間地域対策推進本部」において、部局間の連携・協力を進めます。
- 新たに設置した「中山間地域づくり推進課」を事務局として、ビジョンに基づく体系的な施策や重点プロジェクトの進捗状況等を進行管理するとともに、中山間地域を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応した新たな対策等の検討を進めます。

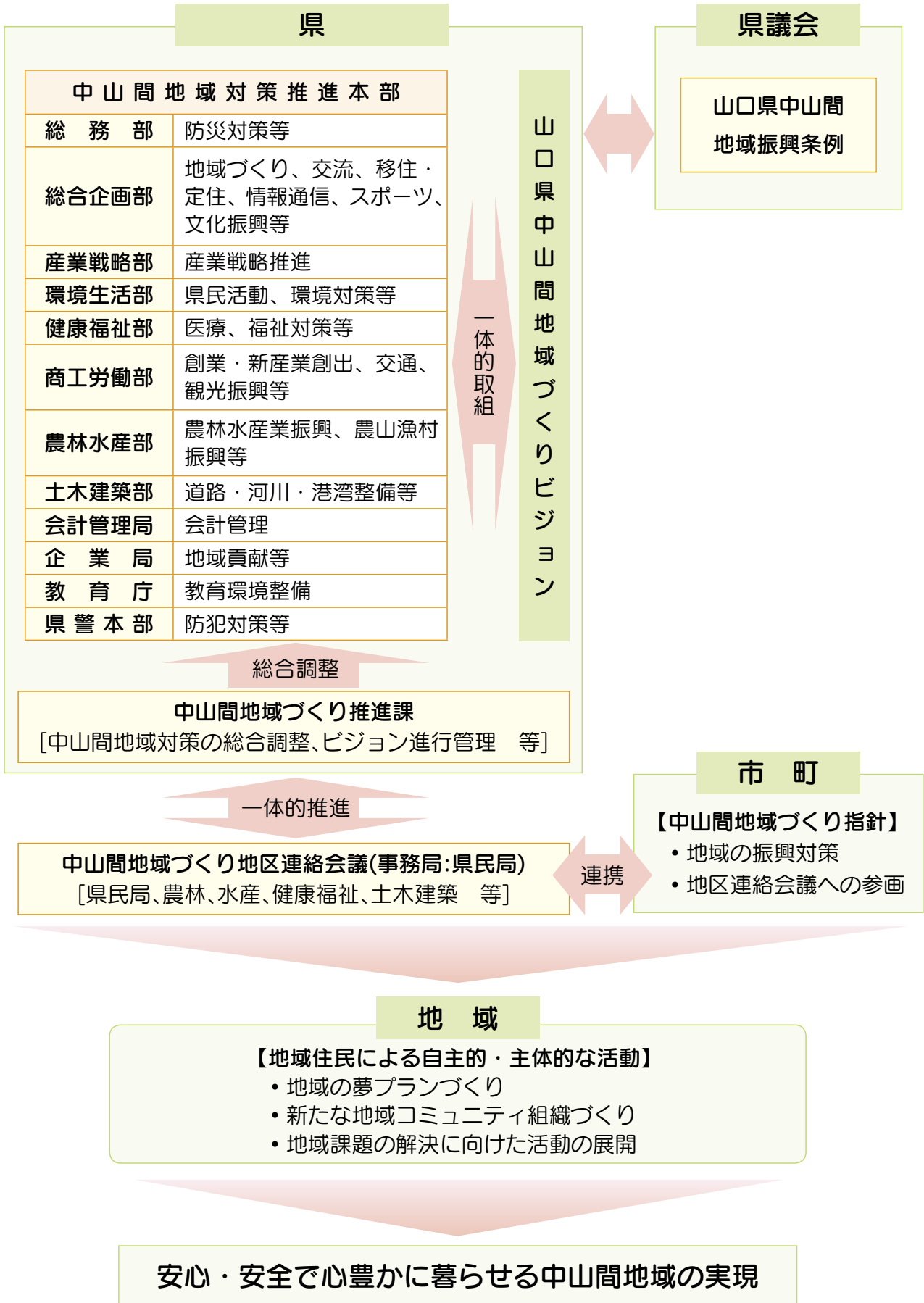
#### 【県の行政窓口の一元化と現地調整機能の強化】

- 地域や市町からの要請に対応する分野横断的かつ総合的な窓口として、「中山間地域づくり推進課」を設置するとともに、地域や市町との連携及び現地調整機能の強化を担う「県民局」の強化を図ります。
- 県民局の地域振興担当職員を「地域づくり支援員」として位置づけ、専門家や関係職員と連携し、チームによる現地活動の支援に努めます。
- 各県民局を中核として、市町及び県の出先機関が連携し、専門性を発揮した支援を行うための「中山間地域づくり地区連絡会議」を設置し、地域や市町等による自主的な取組の支援に努めます。

#### 【他県等との連携促進等】

- 中国地方知事会で組織する「中国地方中山間地域振興協議会」等との連携・協力の下に、社会経済環境の変化や、それに伴う新たな課題や対策についての情報収集や調査研究を進めます。
- また、同様な課題を抱える他の県等とも連携し、関係対策や制度の充実強化、規制緩和などについて、国への要望・提案活動を行います。

《中山間地域づくりの推進体制（H25.4～）》



[参考資料]

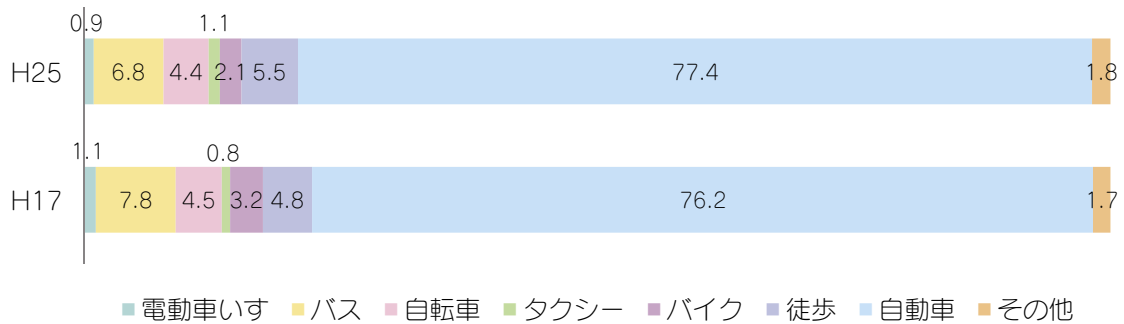
## 【県民意識調査の概要】

ビジョン改定の参考とするために実施した県民意識調査の概要

※前回（平成17年）調査時と設問が同じものについて比較を行いました。

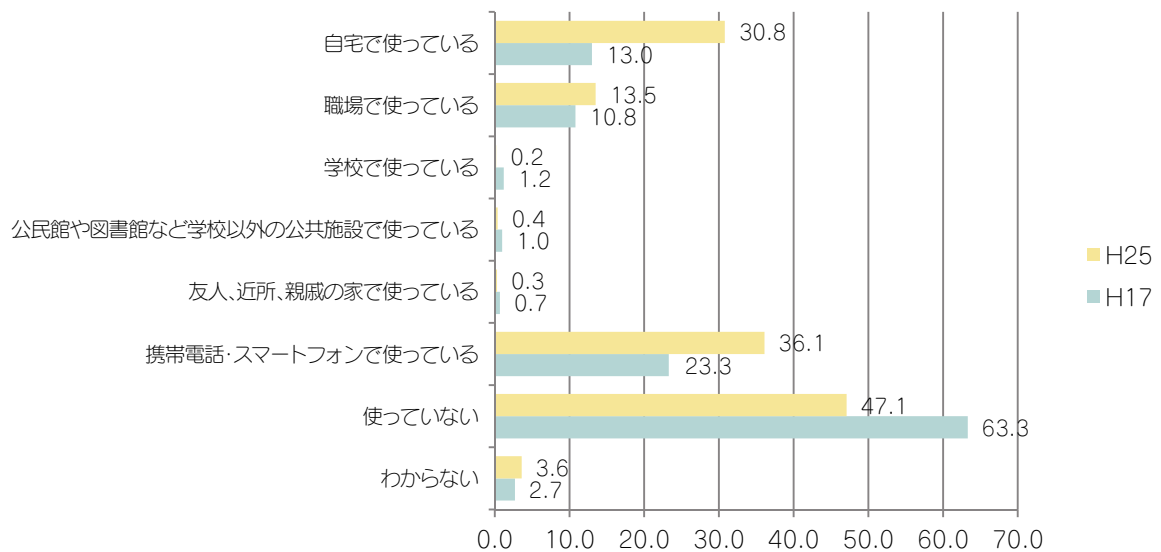
### 1 日常の交通手段

前回同様、自動車の割合が最も高い。



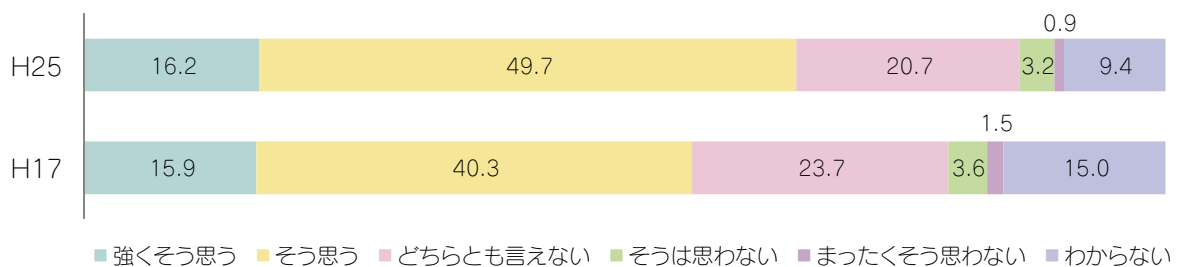
### 2 インターネットや電子メールの使用状況（複数回答）

使用している人の割合が増加し、特に、携帯電話・スマートフォンが増加。

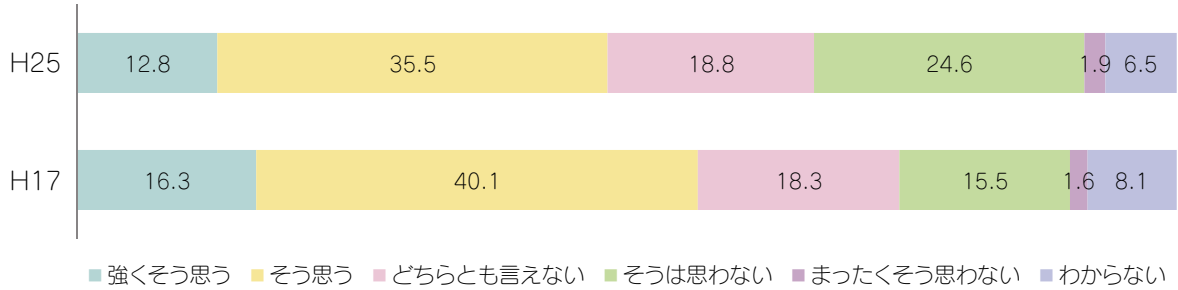


### 3 次の世代がこの地域に安心して暮らせるような手助け、そのための努力をしたい

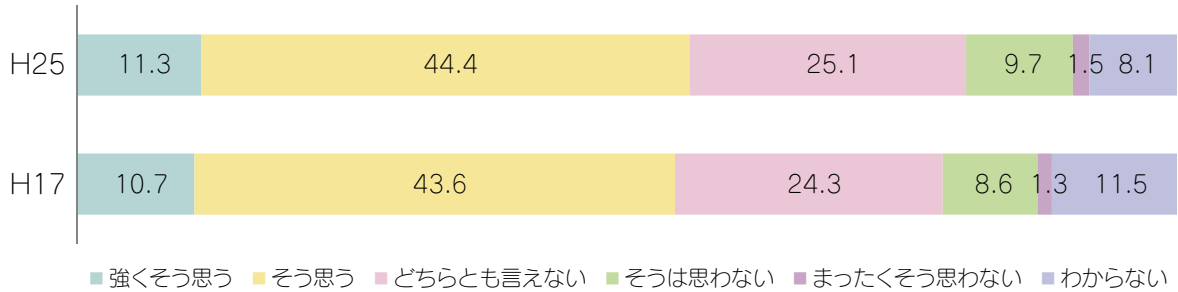
「強くそう思う」「そう思う」の合計は、前回より9.7%増加。



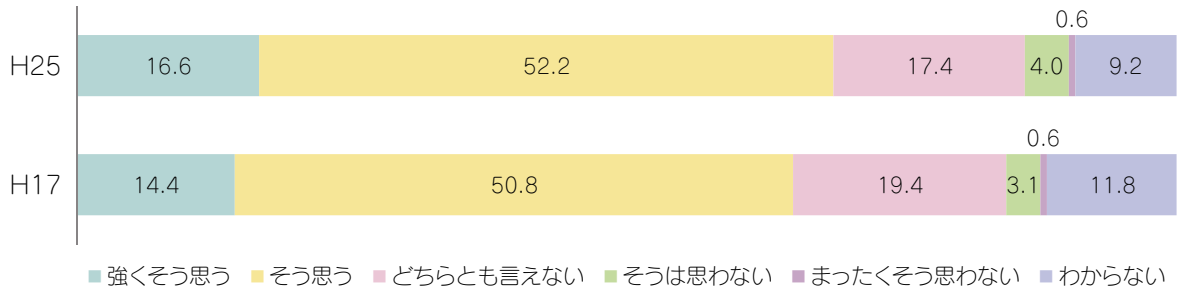
4 地域がだんだん寂しくなっていくのは時代の流れであってどうすることもできない  
「強くそう思う」「そう思う」が8.1%減少し、「そうは思わない」が9.1%増加。



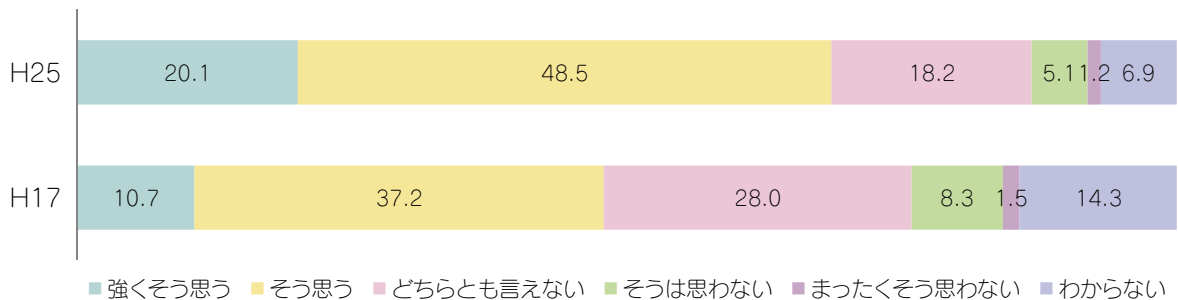
5 みんなで知恵を出し合う話し合い活動を行い、行動すれば地域はもっと元気になる  
「強くそう思う」「そう思う」が1.4%増加しているが、「そうは思わない」「まったくそう思わない」も1.3%増加。 ※H25はH17との比較のため「無回答」を除いて再計算



6 地域運営に、女性や若者の声をもっと反映されるべき  
「強くそう思う」「そう思う」が3.6%増加しているが、「そうは思わない」「まったくそう思わない」も0.9%増加。

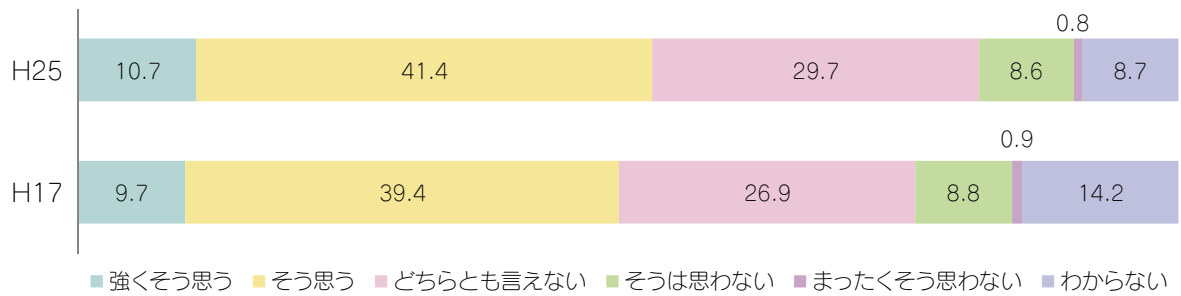


7 都市部から定年期をむかえる世代の人や若者など新たな定住者を受け入れるべき  
「強くそう思う」「そう思う」が20.7%増加し、「どちらとも言えない」が9.8%減少し、「そうは思わない」「まったくそう思わない」も3.5%減少。



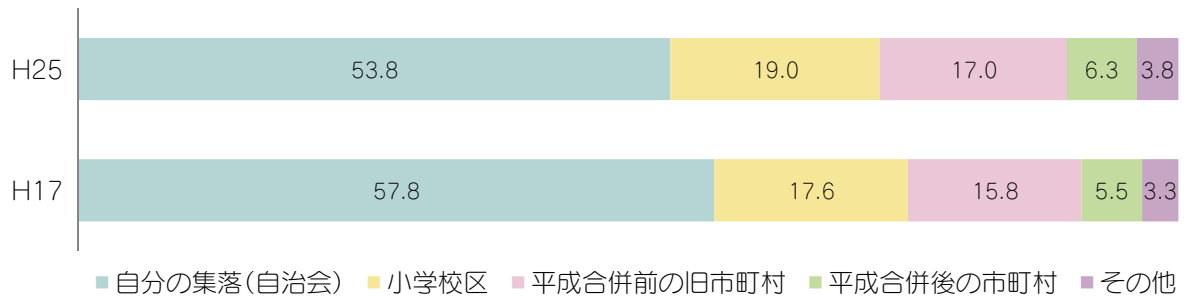
8 都市部との交流をもっと盛んにするべき

「強くそう思う」「そう思う」が3.0%増加。



9 最も愛着を感じる地域の単位

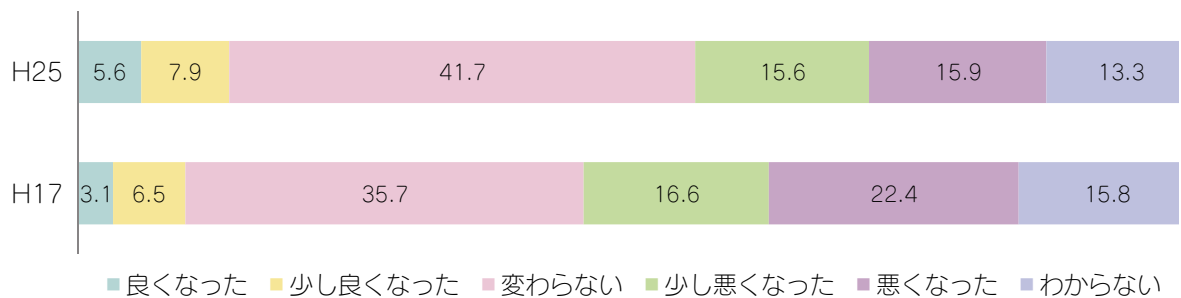
「自分の集落」が4.0%減少し、「小学校区」「合併前の市町村」「合併後の市町村」が増加。



10 市町村合併による生活への影響

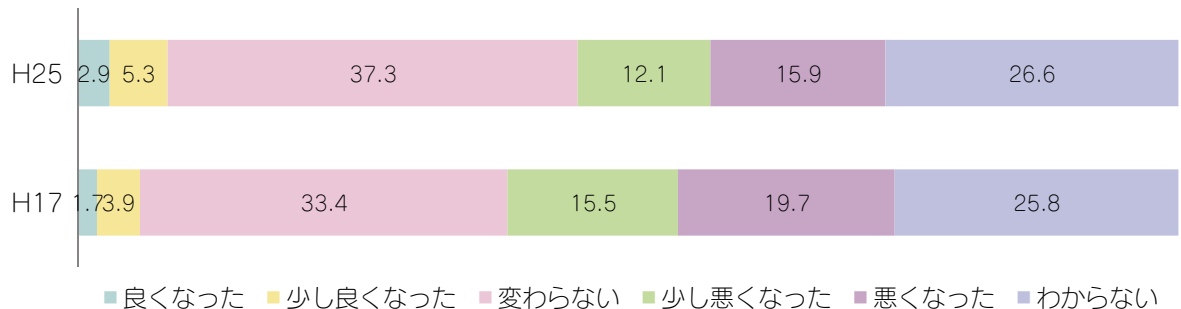
(1) 役場・市役所によるサービス

「良くなった」「少し良くなった」が3.9%増加し、「変わらない」が6.0%増加、「少し悪くなった」「悪くなった」は7.5%減少。



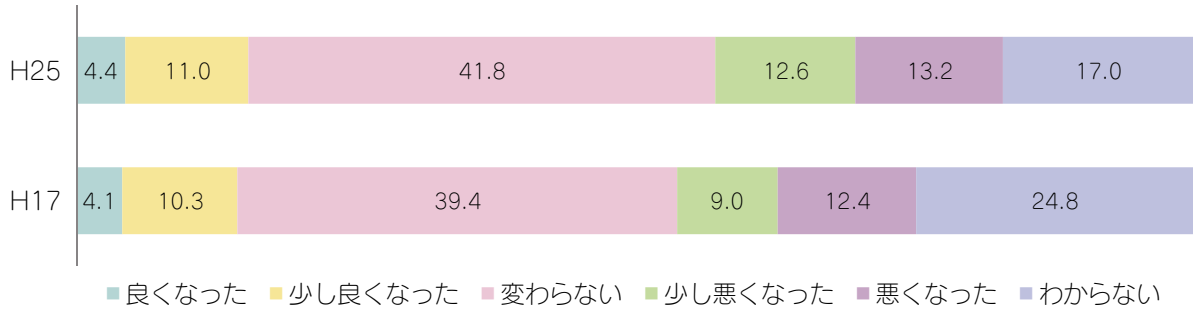
(2) 住民の意見の行政や議会への反映

「良くなった」「少し良くなった」が2.6%増加し、「変わらない」が3.9%増加、「少し悪くなった」「悪くなった」は7.2%減少。



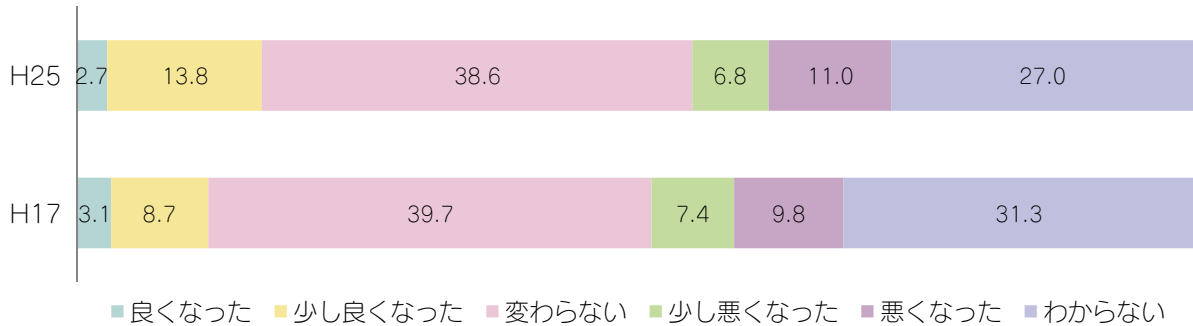
(3) 合併後の新たな市町のイメージ

「良くなった」「少し良くなった」が1.0%増加し、「変わらない」が2.4%増加、「少し悪くなった」「悪くなった」は4.4%減少。



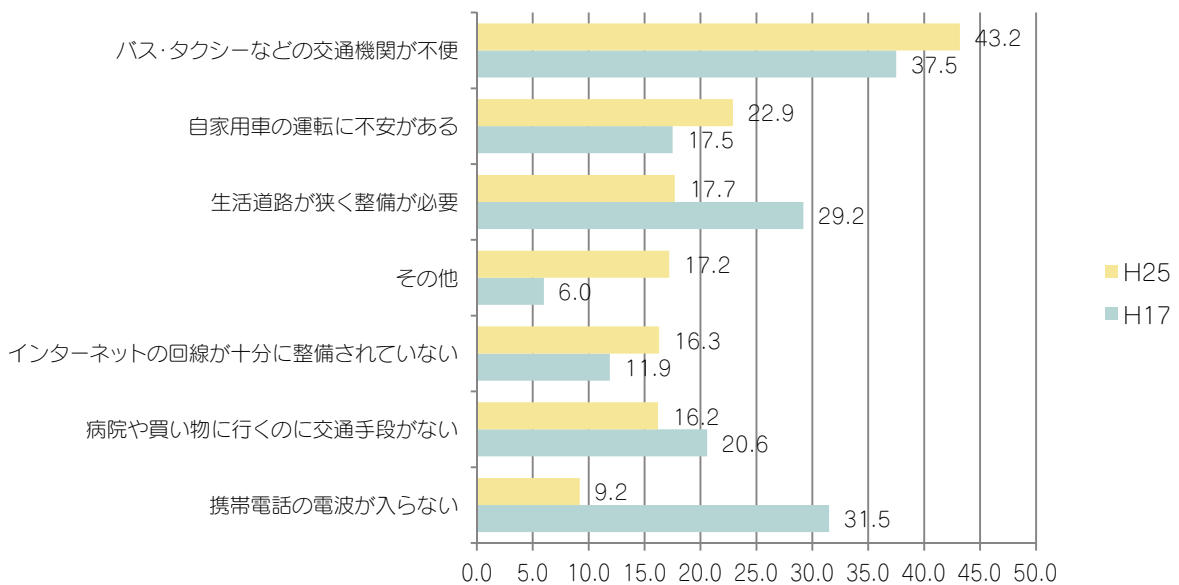
(4) 合併後の広域的な観光の連携推進など産業経済活動の状況

「良くなった」「少し良くなった」が4.7%増加し、「変わらない」が1.1%減少、「少し悪くなった」「悪くなった」は0.6%増加。



11 日常の交通手段・通信手段で困っていること（複数回答）

携帯電話の電波状態、生活道路の状況が改善された一方、自家用車の運転が不安、バス・タクシーなどの交通機関が不便と感じている人が増加。

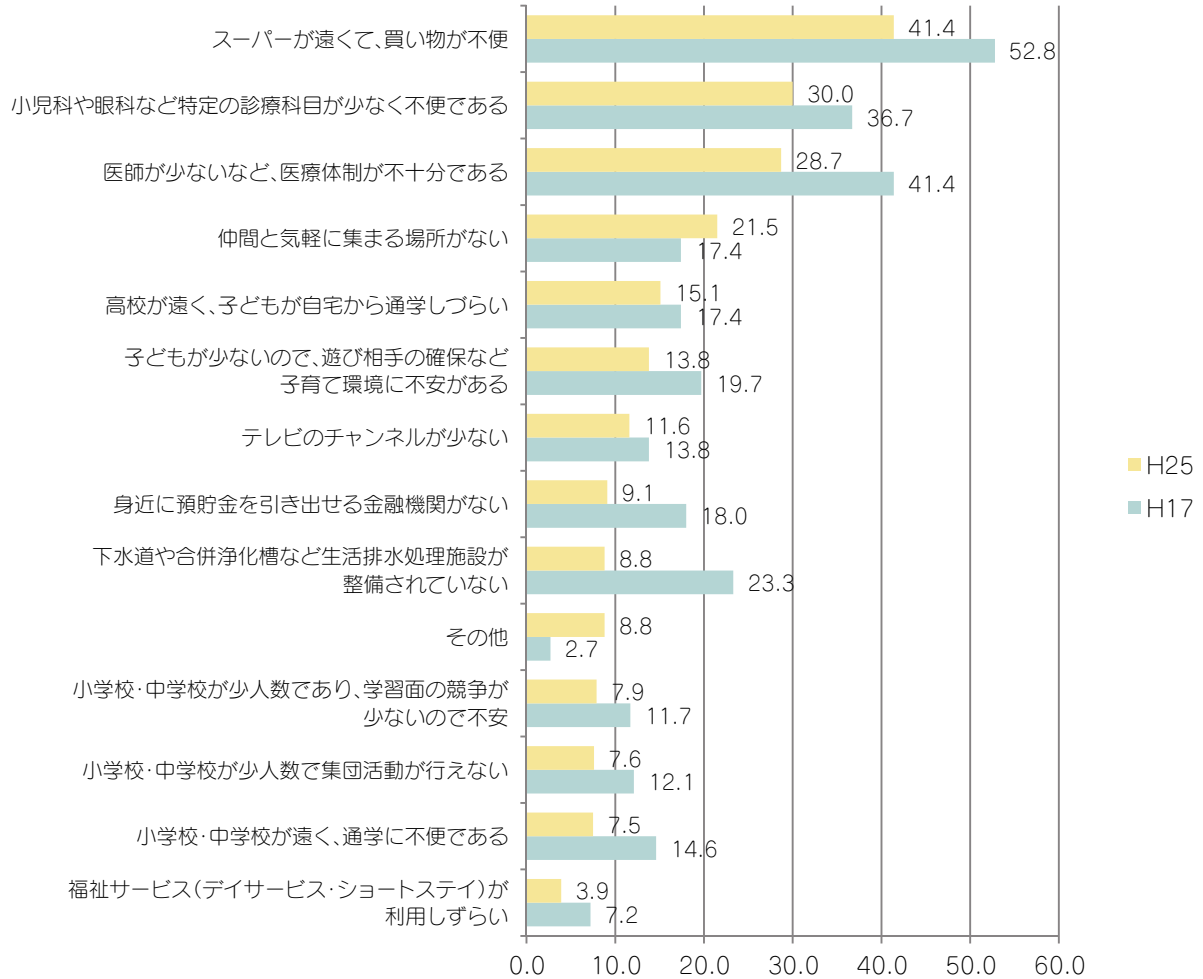




## 12 日常の生活施設・サービスについて困っていること（複数回答）

前回同様、「スーパーが遠くて、買い物が不便」と感じている人が最も多い。

※H25はH17との比較のため「無回答」を除いて再計算

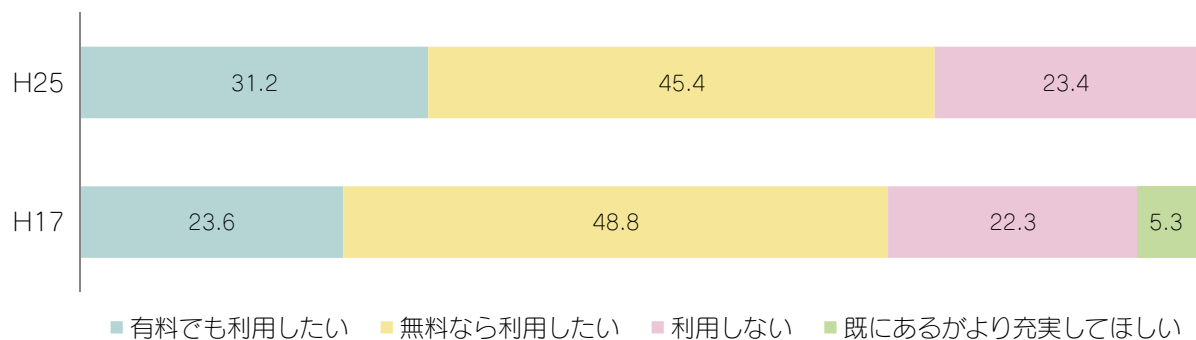


## 13 地域を維持し、快適に住み続けるためのサービスを提供した場合の利用の有無

※今回調査には、「既にあるがより充実してほしい」の項目はなし

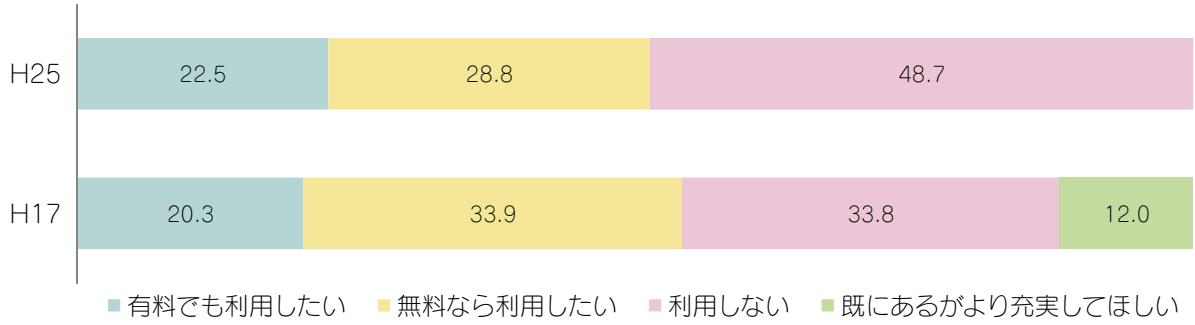
### (1) 予約しておけば、必要な時に送り迎えしてくれるサービス

「有料でも利用したい」が7.6%増加。



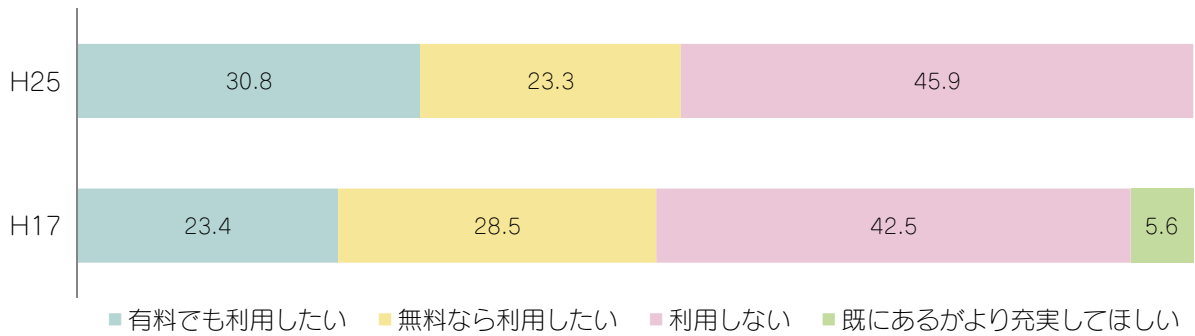
(2) 農作業受委託のあっせん

「有料でも利用したい」が2.2%増加。



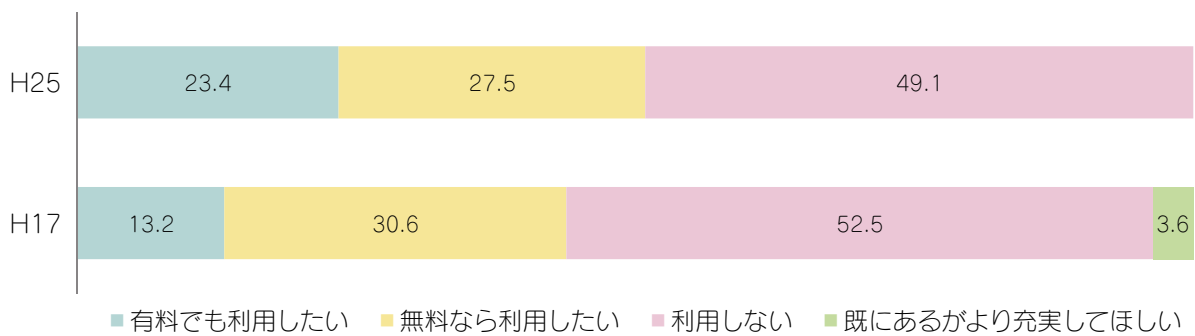
(3) 自宅への給食サービス

「有料でも利用したい」が7.4%増加。



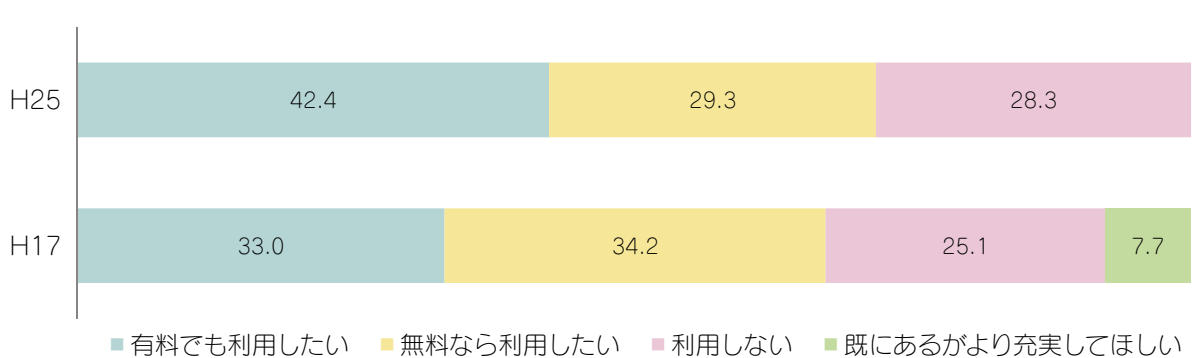
(4) 買い物の代行

「有料でも利用したい」が10.2%増加し、「利用しない」が3.4%減少。



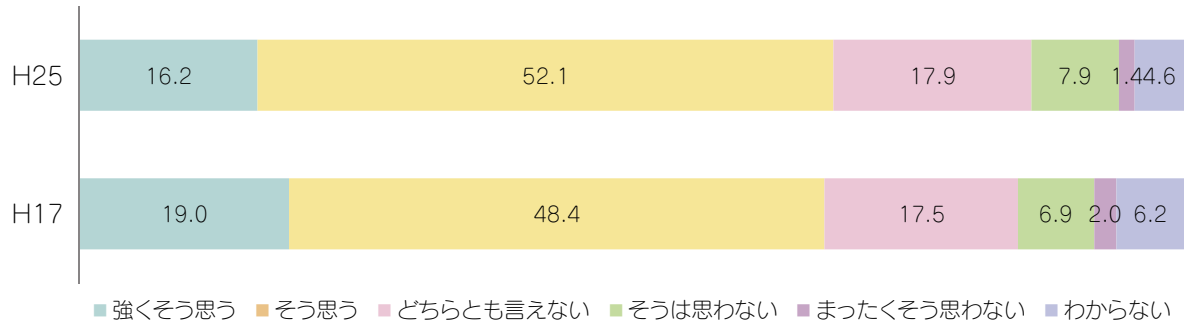
(5) 医療の往診サービス

「有料でも利用したい」が9.4%増加。



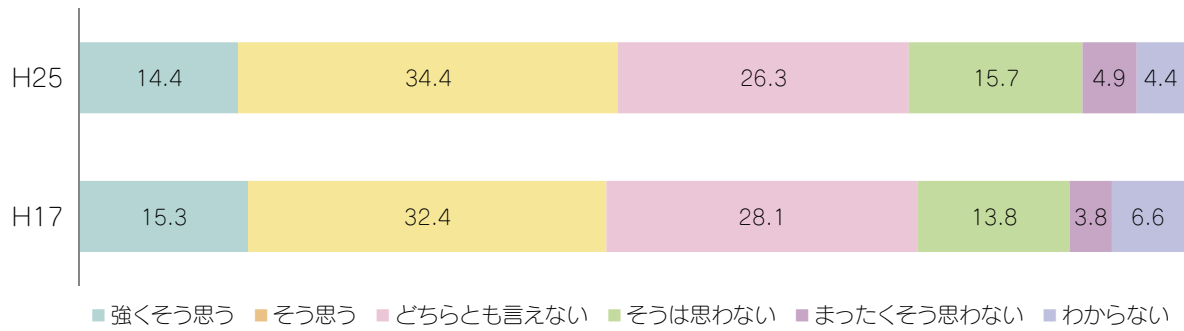
### 14 今後もこの地域に住み続けたいか

大きな変化なし。 ※H25 はH17 との比較のため「無回答」を除いて再計算



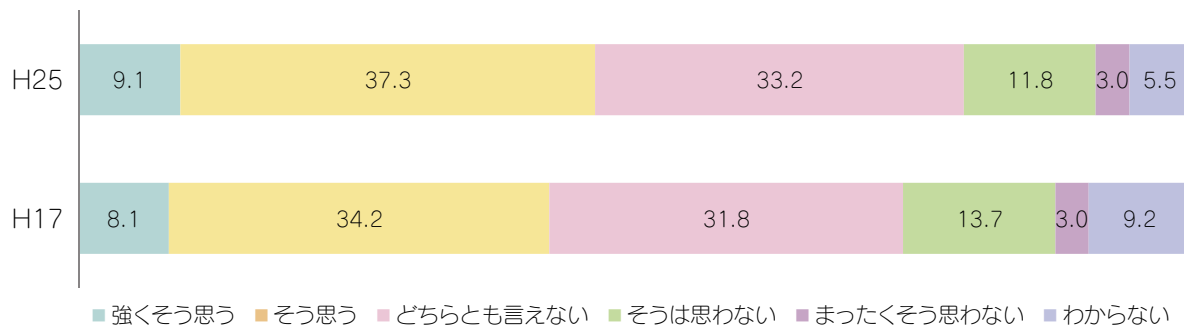
### 15 自分の子どもにもこの地域に住んで欲しいか

「そうは思わない」「まったくそう思わない」が3.0%増加。



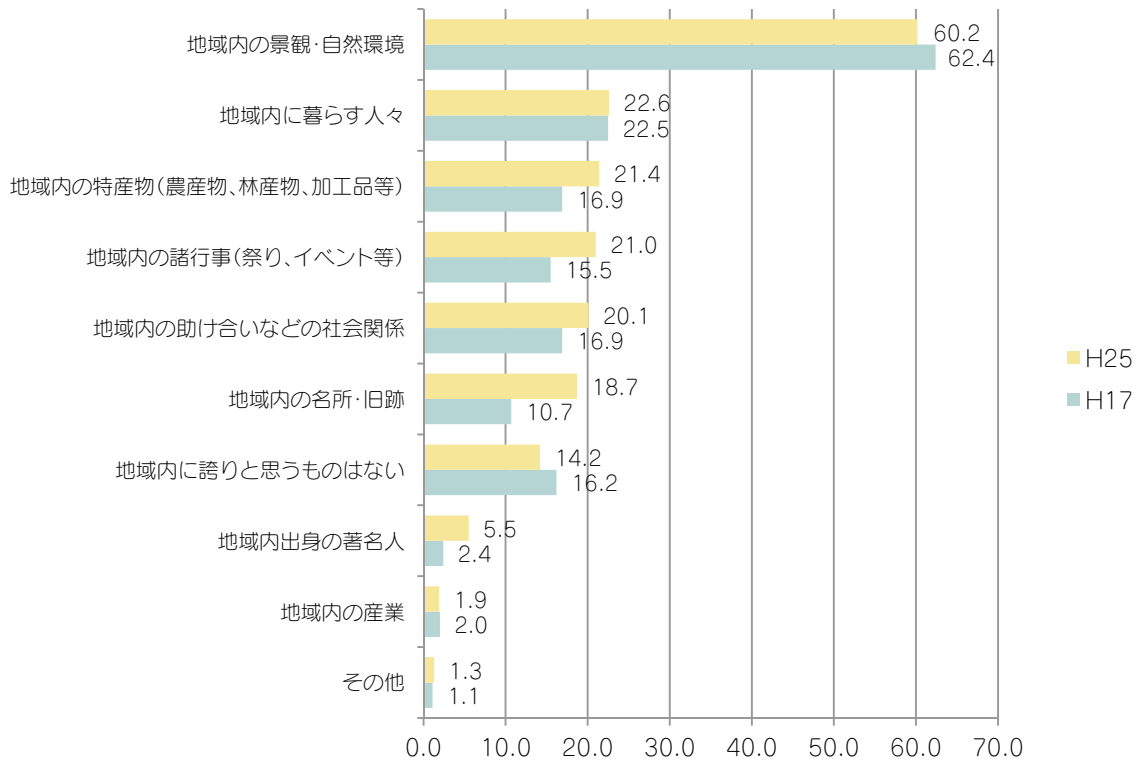
### 16 この地域を誇るべき地域だと思うか

「強くそう思う」「そう思う」が4.1%増加し、「そうは思わない」「まったくそう思わない」が1.9%減少。



## 16 地域内で誇りに思うものは何か

「特産物」「諸行事」「名所・旧跡」が増加。



**【山口県中山間地域振興条例】**

平成18年 7月11日山口県条例第51号

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており、危機的状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

**(目的)**

第1条 この条例は、中山間地域の振興について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

**(定義)**

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

(県の責務)

第3条 県は、中山間地域の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第4条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(国への提言)

第5条 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する政策の提言を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、県が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- (2) 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- (3) 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- (4) 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- (5) 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- (6) 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

(基本計画)

第8条 知事は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映できるように適切な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町及び県民等に対する支援)

第9条 県は、市町が実施する中山間地域の振興に関する施策及び県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、国、市町及び県民等と連携しつつ、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずよう努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、県議会に、中山間地域の状況及び中山間地域の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



山口県総合企画部 中山間地域づくり推進課

〒753-8501 山口市滝町 1-1

TEL 083-933-2549 FAX 083-933-2559